

平成27年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年3月11日 午後1時00分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

1. 平成27年度事業計画書及び収支予算書について

・一般財団法人可児市公共施設振興公社

審査事件名

請願第3号 米価対策の意見書を求める請願

請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書

請願第2号 T P P 交渉に関する請願

議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第29号 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議案第34号 可児市土地開発公社定款の変更について

報告事項

2. 指定金融機関の交代について
3. 平成27年度地方税制改正(案)について
4. 可児市公共施設等マネジメント基本方針について

5. 出席委員 (6名)

委員長	川合敏己	副委員長	伊藤英生
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	勝野正規

6. 欠席委員 なし

7. 欠員 2名

8. 参考人

一般財団法人可児市公共施設振興公社	事務局長	金子孝司
原発ゼロをめざす可茂の会	会長	高相明子
	事務局員	浅沼信人

9. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	高木伸二	総務部長	古山隆行
議会事務局長	吉田隆司	会計管理者	平田稔
企画経済部 参事	荘加淳夫	総合政策課長	牛江宏
経済政策課長	村瀬雅也	公有財産経営室長	伊藤利高
総務課長	杉山修	秘書課長	前田伸寿
税務課長	大澤勇雄	収納課長	田上元一
教育総務課長	渡辺達也	議会総務課長	松倉良典
公有財産経営室 係長	只腰篤樹		

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	村田陽子	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

委員長（川合敏己君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

進行の状況により、議事日程を前後させる場合がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項1．報告第2号、平成27年度事業計画書及び収支予算書についてを議題といたします。

それでは、一般財団法人可児市公共施設振興公社について説明を求めます。

本日は、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より、事務局長の金子孝司さんに御出席をいただいております。

それでは、報告をよろしく願います。

一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） それでは、平成27年度の事業計画について、事前に配付をさせていただきました平成27年度事業計画書及び収支予算書に基づいて御説明をいたします。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず基本方針につきましては、既に御承知のことだと思っておりますが、当公社は一般財団法人の移行法人として平成27年度は3年目の年になります。公益目的支出計画に沿って、公益目的事業であります文化芸術及びレクリエーション振興事業を確実に実施してまいります。

また、可茂衛生施設利用組合から指定管理を受けていますわくわく体験館の管理運営を適切に行うとともに、指定管理の受託期間が平成27年度で満了になることから、引き続き指定管理者としての申請の手続きを進めてまいります。

また、公社の主要事業であります学校給食センター給食調理業務及び保育園給食調理業務を市から受託しまして、安全・安心な給食を提供してまいります。

次に事業の実施計画であります、1の公益目的事業であります文化芸術及びレクリエーション振興事業については、わくわく体験館のガラス工房を拠点に、トンボ玉やステンドグラス、吹きガラスなどのガラス工芸が気軽に体験でき、また学ぶことができる各種講座を開催していきます。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思います。

また、ガラス工芸の啓発と魅力を知ってもらうため、ガラス工芸作品展を10月に、音と明かりのうるおいコンサートを10月に、それぞれa1aで開催する予定であります。

次に、2の指定管理事業でありますわくわく体験館施設管理・貸館事業については、一層のサービスの向上と自主事業の充実を図り、職員一丸となって啓発活動を推進するとともに、事業の効率化と経費の節減等に努めてまいります。

また、施設の維持管理については、安心して安全で快適に御利用いただけるよう、適正な施設管理を行うとともに、日常の館内清掃や衛生管理を徹底していきます。指定管理の事業として、ガラス工芸講座、リサイクル講座、また出前講座等を開催します。

続いて、3ページをごらんいただきたいと思います。

(4)の誘客活動につきましては、わくわく体験館の魅力を広く情報発信するとともに、効果的な広報宣伝活動を実施し、新たな利用者と、さらなるリピーターの確保に努めてまいります。

次に、受託事業であります3の学校給食センター給食調理事業と4の保育園給食調理事業については、市から委託を受けまして、安全で安心な給食を提供していきます。

次に、当公社の法人運営にかかわる法人会計については、事業計画に定める事業を着実に効率的に推進していくため、組織体制の確立と適正な人事管理に努めてまいります。平成27年度の組織体制は、4ページに記載してありますとおりで、平成26年度と変更はございません。

以上で事業計画書の説明を終わります。

続いて収支予算書について御説明いたします。

5ページの収支予算総括表をごらんいただきたいと思います。

(1)の経常収益のうち、の事業収益は3億6,017万1,000円で、前年度より387万1,000円の増額となっています。これは、主に受託事業であります給食調理事業費の増加に伴い、市からの業務委託料の増額によるものであります。

の受取補助金等は、市からの公社運営補助金でありまして2,993万3,000円です。前年度より33万9,000円の減額となっています。

続いて(2)の経常費用につきましては、7ページの事業内訳書により御説明させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

縦軸は支出科目で、横軸は事業別になっています。

事業費としましては、文化芸術及びレクリエーション振興事業、わくわく体験館施設管理・貸館事業、学校給食センター給食調理事業及び保育園給食調理事業の実施に要する経費で、総額で3億6,029万円であります。

最初に文化芸術及びレクリエーション振興事業であります。事業費としましては4,397万4,000円で、前年度より14万円の増額となっています。主な経費としましては、ガラス溶解炉等の燃料費が781万9,000円、ガラス工房施設管理及び講師派遣業務委託料等の委託費として2,750万1,000円であります。

次に、わくわく体験館施設管理・貸館事業であります。事業費としましては2,027万7,000円で、前年度より26万4,000円の増額となっています。主な経費としましては、電気料金等の光熱水料費469万4,000円、施設管理に係る保守点検業務委託料と、あと夜間管理業務委託料等の委託費としまして628万2,000円あります。

次の学校給食センター給食調理事業の事業費としましては2億5,413万6,000円で、前年度より44万3,000円の増額となっています。主な経費としましては、職員の給料手当、福利厚生費等の人件費関連経費として1億6,550万7,000円となっています。それ以外に、ボイラー用の燃料等の燃料費として1,906万1,000円、電気料金等の光熱水料費3,522万6,000円、それ

以外に消費税の租税公課費1,330万3,000円であります。

保育園給食調理事業の事業費としましては4,190万3,000円で、前年度より304万1,000円の増となっています。この原因としましては、主に調理員に係る給料手当等の人件費関連経費の増加によるものであります。主な経費としましては、給料手当、福利厚生費等の人件費関連経費が3,614万5,000円、消費税の租税公課費として289万4,000円であります。

最後に、の管理費の法人会計費用としましては2,997万3,000円で、前年度より33万9,000円の減となっています。これは、職員に係る給料手当等の人件費関連経費の減額によるものであります。主な経費としましては、給料手当、福利厚生費等の人件費関連経費として2,411万9,000円、消費税等の租税公課費として244万8,000円であります。

以上で、平成27年度の事業計画について御説明を終わります。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対する質疑を行いたいと思います。

なお、参考人の方に申し上げます。答弁する際なんですが、まずは挙手をいただいて、そして委員長の許可を得てから、座ったままで結構ですので、発言をお願いいたします。

それでは質疑を行います。

質疑のある委員は挙手にてお願いをいたします。

委員（勝野正規君） わくわく体験館って、ささゆりクリーンパークができて平成11年から同時開館でよかったでしたっけ。

一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） 開館は平成11年になっています。

委員（勝野正規君） 今、顧客の増加とカリピーターの増加を目指しておられるんですけども、先般も名古屋の観光物産展をちょっと見に行かせていただいて、ガラス細工のほう、帯同で物産展のほうに出展というか、そういうことをやっておられたんですけども、そういう効果も非常にあるのかと思いますけれども、今、単純にこれを考えると、わくわく体験館だけ、ちょっとガラス細工と別になるんやけれども、収益やと平成26年度当初に対して平成27年度当初は約1%ふえておるけど、毎年毎年1%ぐらいは増加しているんですかね。要はPRって、十数年たってきて、ある程度までPRでずっと右肩上がりで行ったかもしれないんやけれども、なかなかそれからの増加は見込まれないと思うんですけども、観光物産展への出展というのは、ちょっと離れるんやけれども、ガラス細工やなんかで非常にいいことをやっておられるんやけれども、わくわく体験館やなんかのお風呂やなんかだと、1日1人とか、2人とか、専用で来られるようなことも承っておるんですけども、自分でもちょっとわかりませんが、何か顧客を伸ばすPRの得策があればなと思うんですけども、そういうのがあれば教えていただければありがたいと思いますけれども。

一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） 誘客活動につきましては、最初の事業計画書の基本方針の中にも書かせていただきましたけど、基本計画の最後のほうですね。わくわく体験館の知名度の向上と利用促進を図るため、平成26年度、今年度ですけ

ど、わくわく体験館誘客促進計画を策定しまして、これに基づいて今年度夏以降に誘客活動を行ってきました。

具体的には、可児・加茂管内の10市町村ですかね、あと近隣の犬山と多治見市に直接訪問しまして、スポーツ少年団とか、あと子ども会、サークル団体等にチラシを配布してほしいというお願いをしまして、各市町村の窓口を通じて配布させていただきました。

また、ホームページを大幅に一新しまして、いろんなキーワードでヒットするようになってきました。その結果、今年度、大幅にそれ以降利用者がふえております。数字的に言いますと、前年度同月対比で、わくわく体験館の施設利用者数が413人ふえております。利用料金についても、約20万円ほど施設利用料については増加となっています。ガラス工芸についても、前年度比469人ふえていると。あと、受講料についても約80万円ほどふえておりました。昨年からの計画に基づいて行ってきた誘客活動によって、知名度が大分上がってきて利用者数もふえているという状況ですので、来年度も引き続きこの計画に基づいて誘客活動を促進していきたいというふうに思っております。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

事務局長の金子さん、本当にありがとうございました。

それでは御退席ください。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時16分

再開 午後 1 時16分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

請願第3号 米価対策の意見書を求める請願についてを議題といたします。

では、事務局に請願の朗読をさせます。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） では、請願第3号について朗読をさせていただきます。

請願第3号 米価対策の意見書を求める請願。

可児市議会議長 川上文浩殿。

請願団体、農民運動岐阜県連合会代表者 小寺徹。住所、岐阜市徹明通7 - 13、教育会館301。紹介議員、富田牧子議員、伊藤健二議員でございます。

請願趣旨。2014年産米価格は、JA概算金が最低水準になったのに加え、2014年11月の相対価格が1万1,261円と、前月をさらに下回る異常な価格で推移しています。

労賃はもとより、物財費でさえ確保できない価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営に集中します。

しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補填交付金」を廃止したために、

生産者に二重、三重に困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出していますが、米価本体に影響を与える対策を打ち出さず、需給にかかわる対策については専ら民間任せに終始しています。

今回の米価暴落は、このまま何も手を打たなければ、最も影響を受ける大規模農家を含め離農が雪崩を打つように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらしかねません。それは、また、日本の食料自給率の一層の低下を招くことになることは明らかです。

政府がさらなる緊急対策を打ち出すとともに、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立することが強く求められています。ついては、下記の事項の実現を求める意見書を政府・関係機関に提出することを求めます。

請願事項。

1．価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離を官民挙げて実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復を図ること。

2．米直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとること。

以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、紹介議員の伊藤健二委員がおられますので、補足すべきことがありましたら、簡潔にお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 米価の問題は、まさに日本の農業の今の現状を示していると思います。これは、気候等による、気象によって米のできぐあいによっても影響をもちろん受けるわけですが、ここに請願趣旨及び請願事項に書いてあるように、今日の価格の暴落という問題は、流通の停滞の原因はまさに過剰米にあるということでありまして、この点を本当に全国民の国の力を挙げて、官民挙げて対策をとる、過剰米の市場からの隔離を図るということを抜きには根本的に解決しないということでありまして、米穀の需給調整に直ちに乗り出すことが、これを抜きには先へ進まないわけですので、ここを乗り出していただくことと、米価の回復をそうして図ることによって、大半の農家、農民が生活収入のもととなっている米の値段の回復を図ることが日本の農業を救うことになるということでありまして。

あと、もう1つは、具体的な措置について2に記載してあるとおりであります。

お手元の資料は、解説の資料も関係方面からお出しいただきましたので、見ていただくとしまして、米の直接支払い交付金が今半減となっているわけでありまして、このままいけば2018年には廃止される。これをやめてほしいということが2項目に書いてありまして、またその下の米価変動補てん交付金については、2015年産からの廃止がもう決まっている。これをぜひ撤回し、農業生産に対する所得の補償をきっちりと行っていくことが今日本の農業のあすにとって決定的に重要だということでありまして。

以上、要約すればこの請願事項そのものに行き着くわけでありまして、この点をしっかりと受けとめていただき、ぜひとも御採択をお願いしたいということですので。以上です。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑があれば、お願いをいたします。

副委員長（伊藤英生君） 伊藤健二委員に少しお尋ねしたいんですけども、この市場隔離を官民挙げて実施するという部分でございますけれども、具体的にどういった措置を想定されてみえますでしょうか。

委員（伊藤健二君） 余り私も専門家じゃないので詳しい点はわかりませんが、政府が輸入米を含めて変わらず外米の輸入をやってきています。ミニマムアクセス米という表現で最低必要限度を輸入しているということではありますが、こうした部分がいろんな方面に活用される国内産の米を圧迫するということですので、ひとまずできるのは、需給調整をする前に、今外米の輸入等に対する対応を強めて、その価格の暴落を生み出す圧力になっている部分を取り除くということではないでしょうか。必要な税金を使った対策で、国内の過剰部分をストック米のほうに回していくという切りかえをしないと、この市場の隔離というのは成り立っていかないというふうに理解をしています。

もうちょっと細かいことは余りわからない点もあります。

委員（川上文浩君） 請願項目2番の米の直接支払い交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回しというところなんですけど、これは民主党政権時代に減反目標を達成した農家に対して10アール当たり1万5,000円を支給するというものであったというふうに思っているんですけども、これが安倍政権になって廃止されたということなんですけど、これをすることによって、農家の安定所得という部分には達成意義があるだろうなというふうに思うんですけども、米価対策の価格の部分のところには、この請願項目として、直接何か関与するとか、そういうところはあるわけでしょうか。これはそうではなくて、やはり2番の請願事項の2番目というものは、安定した経営安定策としてもう一度復活させるようなことを請願として出されているということで捉えてよろしいんですか。

委員（伊藤健二君） お尋ねの点はわかりましたが、表題との関係の相関が若干薄いかなという点があるかと思えます。ただ、要は米が、先ほど冒頭言いましたように、米は日本の農家で一番ある意味手間要らずで、三ちゃん農業と言われる中でも、米さえつくっておれば何とか生き延びれたということですね。

また、御存じのように、日本の農業は家族営農が中心であります。国際連合でも今この家族農業、家族営農というのは世界的な流れとして重視している流れでありますけれども、そういう中で米が一番つくりやすい。その米が暴落するというので、農業経営が破綻を来さざるを得ないという状況にあります。

その点で、下支えする部分もしっかりと維持しないと、現実的には改革の手が打てないということです。以前は2万3,000円とか1万8,000円というのが米の一般相場としては当然視されていた価格だったわけですが、それが資料にありますように、民主党政権で実施された交付金でも、1反当たり10アールで1万5,000円となっています。これが現時点では既に半減されて7,500円に下がっているという中で、今は続いているわけですが、これがなくなっ

てしまえば、さらなる追い込まれ状態になるということで、地盤を固める意味でもこの政策は緊急の検討テーマだという意味で、これをぜひなくすのをやめてほしいということが出てきたものと思われます。以上です。

委員長（川合敏己君） そうしましたら、ほかに質疑がございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、議会基本条例の第12条に規定する自由討議のほうに移りたいと思うんですが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を行いたいと思います。その中で議論を深めていただきたいと思うんですが、もし自由討議がなければ次に議論に移りたいと思います。自由討議がございますでしょうか。

副委員長（伊藤英生君） 過剰米の市場隔離ということで話が出てきております。この市場隔離というの、かつて全国農業協同組合連合会のほうで行われた事例が数回あったとは聞いておりますけれども、非常に現実的に難しい。今食用として流通させている米を、言ってみれば飼料米であるとか、おせんべいであるとか、そういった違ったルートに乗せるということで、過剰のものを避けるというやり方であるということがございますけれども、そのことによる影響が細かくやはり計算できないという部分があると思います。例えば家畜用の飼料に回したということになると、そっちで今度はトウモロコシであるとか、そういったものの飼料価格に影響が出てくるのではないか。例えば米菓子、そういったものに回したときに、ほかのことに影響があるのではないかとということで、この市場隔離を単純に行うことによってどういった影響があるのかというのははかり知れないものがあると思っております。

そういったことが検証されない状態で、こういった請願が出てきているわけですが、官民を挙げてというところで、少し私は全体像が見えにくいのかなということを感じております。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、自由討議も終了いたします。

それでは、討論を行います。

まず、この請願に反対の討論のある方からお願いいたします。

副委員長（伊藤英生君） 米価対策の意見書を求める請願に反対の立場で討論をいたします。

市場隔離を官民挙げて実施するという部分におきまして、先ほど自由討議の中でも申し上げましたとおり、明確な影響がはかり切れないという部分で、この請願を採択するのはいかがかと思ひまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員長（川合敏己君） ほかに発言はございますでしょうか。

委員（伊藤健二君） 請願の趣旨は、ここに書いてあるとおりで、家族経営のみならず、米価の暴落によって大規模経営や集落営農組織等の担い手層にまで悪影響が広がる。それは根

本的にはこの間、自由民主党農政のもとで進められてきた、何とか日本の農業を再生しなくちゃという、そうした流れに対してもマイナスの影響が出ていくということであります。つまり、この表現の中では最も影響を受ける大規模農家を含め、離農がなだれを打つように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらしかねないという点にあるわけであります。

確かに可児市の場合は、中山間地というよりは大都市近郊の農業の実態を中心としておりまして、とれたた広場であるとか、最近開いた湯の華アイランドであるとか、いろいろと新しい取り組みもあって、農業の6次産業化も進んでおり、市の独自ブランドもつくられつつあるわけでありますが、なお多くの2,000戸弱の可児市の農家にとってみれば、ほとんどが、90%以上が兼業であるし、最近では養豚業等についても閉鎖をしてきているという状況の中で、冒頭言いましたように、米の生産が文字どおり農家の日常の中心の軸になっているということであります。ここをいかにして安定させるかということが最も必要な行動だと。

そういう点では、この米価対策の効果がどうかという批判意見がございましたけれども、やはり過剰米を国の責任できちっと対策をとると、効果的な成果を上げさせるということが第一に必要であって、需給調整は直ちに乗り出してやるべきだということが求められていると思います。

そしてもう1つは、農家に対する所得補償というのは、もう既に世界各国が独自に自国の食料安全保障を確保する上で必須の事項として取り組んでいることであります。なぜか日本の政権は、日本の農家に対する対応がきわめて意図的といいますか、所得補償については進歩的ではありません。フランスが八十何%に落ち込んだ自給率を百三、四十%にまで盛り返していくときに、しっかりと農業者に対する援助を税金を使って対応してきて、成功したということであります。ほかの国でもみんなやっていることです。日本だけがそういう農業者に対する所得補償をしようとしません。つまり、農業の多様性がきっちり、この日本の大地で、緑の中で生きてこそ、初めて日本の食料安全保障も成り立っていくんだし、米が他国に支配される状況になれば、日本の農業の崩壊を招いていくことは明らかです。これだけ国際化が進んでいる中では、さまざまな外からの圧力があるわけでありまして、自国の国民が食べる分を100%まず目指して、当座は50%でしたが、既にさまざまな要素で40%をもう割っているわけですので、こうした点で米の生産活動が維持できるように、一番の市場隔離を挙げて実施するという問題、それからそれまでの行き着きとしても、現在、これまで幾つかの中で維持されてきた所得補償、価格保障という形での収入確保の道を農家の経営安定対策という形でしっかりと改善をすることが求められているということであります。最低譲れない2つの点だということをお理解いただきますようお願いして、ぜひともこの請願の採択を求めたいということです。以上です。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに発言はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより請願第3号 米価対策の意見書を求める請願を採決いたします。

挙手により採決をいたします。

請願第3号を採択する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第3号については、不採択とすべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時36分

委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

次に、請願第2号 TPP交渉に関する請願についてを議題といたします。

それでは事務局に請願の朗読をさせます。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） では、請願第2号につきまして朗読をさせていただきます。

TPP交渉に関する請願。

可児市議会議長 川上文浩殿。

請願団体、農民運動岐阜県連合会代表者、小寺徹。住所、岐阜市徹明通7-13、教育会館301。紹介議員、富田牧子議員、伊藤健二議員でございます。

請願趣旨。

昨年末に合意を目指したTPP交渉は、日米間はもとより、交渉参加国間の深刻な利害対立から、合意を断念せざるを得ませんでした。TPPは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項によって国家主権が脅かされるなど、TPPに対する国民の懸念が広がっているもとで、合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、春の段階でのTPP合意を目指すオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を重ね、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明しています。

政府はこの間、交渉に当たっては農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

ところが現実には、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返し、アメリカはさらなる譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がより譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。また、その交渉内容が国会や国民に公開されていないことは認めることができません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願項目。

1. TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退すること。

以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは紹介議員の伊藤健二委員がおられますので、補足すべきことがあればお願いをいたします。

委員（伊藤健二君） TPP交渉に関しては、これが日本にとってどういうものであるのかという問題については、これまでも何度かの市議会審査、審議を通じて、また意見書等も御協議いただいた経過があったので、御存じかと思いますが、詰まるところ、この環太平洋経済連携協定というのは、建前は経済であります、あえて一言で言えばアメリカ主導の価値基準、主に経済を中心としながら、決して経済だけにとどまるものではない、言ってみれば文化まで含めた価値基準を関連する諸国に押しつけようというものであります。とりわけアメリカと日本の貿易量が相当大きいわけですから、日本がアメリカの圧力に屈して国益を損なってしまう、大半はアメリカの目標は達成されるということになるかと思えます。

幾つかの例がありますが、例えば日本には自動車産業がたくさんありますが、日本には軽自動車、スズキ、ダイハツ等を初めとしてたくさん軽自動車をつくっております。しかし、この規格は日本独自のものでありまして、日本とアメリカが自由に自動車の貿易をやりとりしようと思えば、アメリカ側から見れば軽自動車の基準は、単に狭い、小さいだけではなくて、税金から何からみんな優遇してあるわけですから、これは目の上のたんこぶで、この軽自動車制度については、直ちにTPPが交渉成立したら廃止しろと求めてきているわけです。そういうことを当然求めてくるし、それに日本がこれを廃止しないと、日本の国家がISD条項によってアメリカの自動車産業、企業から告発を受けるわけですね、条約違反だということで。御存じのように、日本の国の法律よりも国際条約が上で、優先しますので、日本の国家が国家主権を脅かされて、TPPの圧力のもとに下るという関係になるわけでありませう。

国民皆保険は、今日本で不十分な問題を残しながらも、国民がいざというときに必要な医療が受けられる、大変大事な医療制度であります。これもアメリカは、オバマケアという新しいものを始めておりますが、日本の国民皆保険制度とは一致しないわけですね。全然違うものです。詳しくは堤未果さんの本でも読んでいただければよろしいかと思えますが、アメリカのER、それからメディケイド等の救急医療等は、あれがありながらもまだ、もうじきアメリカでは5,000万人の人が無保険になるだろうと言われております。もしアメリカのあのオバマケア方式が日本に侵入してくるとなると、日本の国民皆保険が総崩れを起こしていくようなことにもなりかねない、それぐらい影響度の大きい問題が医療制度をめぐってはあります。混合医療だとか、混合診療とか、いろんな自由診療、いわゆる保険で買う医療と最小限度の必要な医療という概念で、医療がずたずたに改変されていくわけですね。こうしたことについても大きなテーマになっております。ですから、交渉がなかなかまとまらないんです。

交渉がまとまるということは、すなわちアメリカ型の圧力に屈して日本の国益を失う、日本の国民にとってみれば、国際化という名のもとに、日本の国民がこれまで受けられた権利や制度が崩壊をしていくということになりかねません。そうした意味で、大変であります。

今、可児市でも住宅リフォーム助成制度については5年目を超えて、さらに充実したものにしていこうという議論が今審査されています。リフォーム助成などというのは、市町村に対してアメリカの建築企業が、このTPPを傘にISDで訴えれば、訴えられない内容じゃないわけですね。どうして日本の業者だけに税金を使って優遇措置をとるのかと、こういう話になるわけでありまして。さっきの軽自動車、そして国民皆保険制度、これと同じように、住宅リフォーム助成制度でも特別の優遇をとることは相成らんというのがアメリカの価値基準です。強い者が勝つ、強い者が弱い者を誅殺するのがアメリカの経済ルールの基本ですから、そういう状態を無造作に日本に持ち込ませることについては待ったをかける必要があるというのが私の考えの基本です。

そういった点で、ここに書いてあるように、既に国会では衆議院、参議院挙げて農林水産委員会で決議をしているわけでありまして。まず国民にとってプラスになる、国益を守ることが日本にとってはまず大事なんだということで、そのことを政権にも、担当の官僚に対してもきっちりやるようにということで要請をしてきたところでありまして。ところが、その点についてはどうもあやしくなってきたという状況なので、請願の趣旨にありますように、TPP交渉に関する国会決議を遵守して、頑張れと。しかし、それが遵守できない、守れないという場合については、交渉そのものから撤退をすることが必要だというのがこの請願でございますので、ぜひともそうした点を踏まえていただきまして、御審議いただきたいということであります。以上です。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、説明に対する質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、自由討議に移りたいと思います。

自由討議を行いますので、御意見のある方は随時お願いいたします。

委員（川上文浩君） ぜひ積極的に自由討議をしていただきたいと思いますけれども、TPP交渉に関する請願というものは、平成23年3月25日、可児市議会として採択しています。このときはTPP交渉参加への慎重な対応を求める意見書を国に提出しました。これが月日たちまして、TPP交渉に参加するということで、特に請願にあるように、農産品5品目の関税撤廃が除外できない状況は云々とありますけれども、ややいろんな状況の中で、牛肉の関税が38.5%から9%にどうも引き下げられるだろうというようなことも出てきております。いろんな状況があると思います。

ただ、請願自体がちょっと、表現すると完全撤退を求めているということからしますと、やはり慎重な対応をしていただくということの可児市議会としての姿勢というものを何らかの形で表現することはいいのではないかというふうに思っております。やはり、TPPの交

渉事ですので、いろんな状況は我々にとってはなかなか難しいところ、国と国との交渉事ですので、ほかの方法として、やはりEPAですとか2国間協議等々の方法等もあるというふうに思っております。

前回出した意見書から、我々の姿勢は変わっていないということであるのであれば、何らかの形でそれを表現することも必要かなというふうに私は思っております。以上です。

委員長（川合敏己君） ほかに御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論に移ります。

まず、この請願に反対の方から討論をお願いいたします。

副委員長（伊藤英生君） 私は、このTPP交渉に関する請願に反対の立場で討論をいたします。

この請願項目にあります撤退するというところで、まず請願趣旨のほうからいたしましても、撤退ありきの請願であるというふうに考えておりますけれども、既に農林水産委員会の決議の中でも、農林水産分野の主要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとするのと国会のほうでも決議をされておりますけれども、今まさに交渉中ということでございます。その交渉中の段階で、今この可児市議会から撤退という請願を採択すること、意見書を出すということが果たして今の国益につながっていくのかということは、非常に注意深くやっていかなければならないと思います。

と同時に、十分な情報の提供ということもこの農林水産委員会の決議ではうたっておりますので、十分な情報はもちろん国のほうから提供していただいて、国民的議論を巻き起こしていくことは必要でございますけれども、撤退ということを可児市議会から訴えていくということは、この可児市議会の中で国益に関することですので、判断は難しいのではないかと思います。反対の立場で討論をさせていただきました。

委員長（川合敏己君） ほかに討論ございますでしょうか。

委員（伊藤健二君） 請願項目については、1つには国会決議を遵守してほしいということが明確に最初に書いてある。もう1つは、仮定の条件が書いてあって、守れない場合はと。この本文のほうに書いてある農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合はという極めて限定的な表現の離脱云々という書き方の文脈とはちょっと違うんですね。違うということがあります。

守れない場合は何をどのように守るか、どこまで行ったときに守ると言えるのかというのは、確かに微妙な問題がありますので、この請願項目の主軸となる話については、国会決議を遵守しと、国益を守れということだというふうに理解をしています。そういう点で、審査の結果、一人一人の議員の皆さんにおかれましては、国益を守るということはどういうことなのかというのがなかなか微妙なところで、判断に迷うということであるならば、そうした問題については一致点を大事にするという考え方に立って、何らかこれまでの内容を踏まえた、少しでも前へ進む内容でこうした請願が生かされることが必要になってくるだろうとい

うふうに私は考えます。

ぜひとも、まずはこの請願の趣旨を御理解いただいて、一步前へ進めていただきたいと思います。細かい点につきましては調整が必要ならばしたらいいというふうに考えています。そのこともつけ加えまして、一応採択についての賛成討論というふうにしたいと思います。委員長（川合敏己君） ほかに発言ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終結します。

これより、請願第2号 T P P交渉に関する請願を採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第2号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第2号については不採択とすべきものと決定いたしました。

副委員長（伊藤英生君） 動議です。

今、私は反対の立場で討論させていただきまして、今回の請願は不採択とすべきものというふうに決定いたしましたけれども、今回のこのT P P交渉に関する請願、大変重要な指摘の部分も含んでおります。

そこで、例えば十分に最大限配慮して国益を損なわないということ、そして十分な情報開示、こういった点をクローズアップしての意見書を提出してはどうかと思いますが、本動議にて当委員会で審査するかどうかをお諮りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（川合敏己君） ただいま副委員長よりT P P交渉に関する意見書を提出してはどうかという動議がありました。

本動議につきまして、当委員会で審査をするかどうかをまずお諮りしたいと思います。

それでは、今の意見、動議に対して、採決をいたします。

本動議を当委員会で審査することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに審査したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに審査することに決定をいたしました。

それでは事務局から資料を配付させていただきますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時54分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副委員長に提案内容の説明を求めます。

副委員長（伊藤英生君） それでは、朗読をもって提案理由にさせてもらってもよろしいでしょうか。

委員長（川合敏己君） はい、結構です。

副委員長（伊藤英生君） T P P（環太平洋経済連携協定）交渉に関する意見書。

可児市議会では、環太平洋経済連携協定、T P P交渉参加への慎重な対応を求める意見書（平成23年3月25日付）を提出したところであるが、国ではT P Pへの交渉参加を決定し、その交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、交渉3カ国間の合意形成が進まず、引き続き協議を続けていくこととなった。

政府は、農林水産委員会における決議（平成25年4月18日参議院農林水産委員会・同月19日衆議院農林水産委員会）を守るとの交渉姿勢を堅持しているものの、今後とも極めて厳しい交渉が続くものと予想される。

一方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報が開示されないままである。

T P Pは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、I S D条項など、国民生活に直結する問題であることから、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を背景に交渉を進めていく必要があると考える。

以上を踏まえ、政府に対し、T P P交渉において、下記の事項を地方自治法第99条の規定に基づき要望する。

記1．T P P交渉においては、農林水産委員会における決議（平成25年4月18日参議院農林水産委員会・同月19日衆議院農林水産委員会）に最大限配慮し、国益を損なわない交渉を行うこと。

2．T P P交渉により収集した情報については、国民に十分な情報提供を行うこと。

平成27年3月23日。岐阜県可児市議会。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、外務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様、農林水産大臣様、経済産業大臣様、国土交通大臣様、環境大臣様、内閣官房長官様、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様。

以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、ここで提案趣旨について質疑を行います。

御意見がある方はお願いいたします。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、ここで休憩をとります。

休憩 午後1時58分

再開 午後1時59分

委員長（川合敏己君） それでは会議を再開いたします。

それでは、意見書（案）につきまして討論を行いたいと思います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終結いたします。

それでは、これよりＴＰＰ交渉に関する意見書（案）についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

ＴＰＰ交渉に関する意見書（案）を採択すべきものとする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、ＴＰＰ交渉に関する意見書（案）は、意見書の採択を求めるものですので、委員長から議長宛てに意見書案を提出させていただくことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

なお、各種状況で文案の変更が改めて必要となった場合には、委員長、副委員長のほうで御一任をいただきたく、よろしく願いいたします。

それでは、この意見書を発委として最終日に提出をさせていただきます。

ここで議事の都合により午後２時10分まで休憩といたします。

休憩 午後２時00分

再開 午後２時06分

委員長（川合敏己君） それでは、時間少し早いですけれども、皆さんおそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それでは、請願第１号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書についてを議題といたします。

本日は、２月23日開催の総務企画委員会で承認をいただきましたとおり、請願審査のために、請願者の原発ゼロを目指す可茂の会の会長である高相明子さんと、同会の事務局員である浅沼信人さんに参考人として御出席をいただきました。

本日はお忙しい中、本当にお越しいただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

本日は、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見を述べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、請願につきまして、事務局のほうから朗読をさせていただきます。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） 請願第１号について朗読をさせていただきます。

高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書。

可児市議会議長 川上文浩様。

原発ゼロをめざす可茂の会会長 高相明子。紹介議員、富田牧子議員、伊藤健二議員でこ

ざいます。

1．請願の趣旨。

貴職の日ごろの御奮闘に心から敬意を表します。

御承知のように、3・11福島第一原発事故は、「原発安全神話」の崩壊と原発事故の本当の恐ろしさを私たちの目の前に突きつけました。原発は、一旦苛酷事故を起こせばそれをコントロールすることができず、他の事故とは本質的に異なるものであるということを証明しました。以降、“原発は要らない！”の声が国民の中で大きく広がっています。

ドイツでは再生可能エネルギーへの転換にいち早くかじを切りました。日本国内にも、そうした思いを結集し、原発に頼らない再生可能エネルギーで電力を供給するシステムを構築している組織（コミュニティパワー）が次々に誕生しています。

また、昨年5月21日福井地方裁判所の樋口英明裁判長は、「大飯原発3、4号機の再稼働は認めない」という判決を下しました。

若狭湾に林立する原発に大きな事故が発生すれば、四、五十分で放射能が可茂地域に飛来するということが、数回の風船を飛ばす実験で証明されています。原発事故の被害は、立地自治体だけの問題でなく、隣接自治体さらには日本全体、諸外国にも影響を及ぼす大問題であることは福島第一原発事故が証明しています。

原発を再稼働するか否かの問題は、政府や立地自治体だけに委ねられる問題ではないと考えます。また、原発を稼働すれば出てくる使用済み核燃料の問題も、処理方法・処理場所等何一つ解決されていません。今現在の電力を賄うために原発を稼働させ、そのごみ処理問題を未来の世代に委ねてしまうという無責任なことは断じて許されることではありません。

2013年9月以来、日本では全ての原発がとまっています。この間、電力不足で不測の事態に陥ったということもありません。こうした状況にある中で、高浜・美浜・大飯原発を再稼働するという政府、新規制委員会、関西電力のやり方に到底納得することはできません。

私たち可児市民は高浜・美浜・大飯原発から直線距離で約100キロの地で生活をしており、事故が起きたときのことを思うと安心して暮らすことができません。地域住民の命と生活の安全を守る責務のある地方自治体として、可児市が国に対し次のことを要請することを求めます。

2．請願事項。

1．政府に対し、高浜・美浜・大飯原発の再稼働をしないよう働きかけること。

2．政府に対し、原発ゼロ政策と再生可能エネルギー利用推進の政策を早期に決断するよう働きかけること。

以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、この後約10分ぐらいの時間をもちまして、意見を参考人の皆さんに述べていただきたいと思います。その後、委員から質疑をさせていただきます。

なお、意見を言われる際は、まず挙手をいただきまして、委員長の許可を得てから発言をしていただきますようお願いをいたします。その際には、御着席のままで発言をお願いいた

します。発言の際には、こちらのマイクのスイッチを押していただいて、マイクを口元に近づけていただいて、発言をお願いいたします。

また、参考人の方は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、参考人の方の御意見をお伺いいたします。

高相さん、浅沼さん、発言をお願いいたします。

原発ゼロをめざす可茂の会会長（高相明子君） 失礼します。座ったままでよろしいですか。委員長（川合敏己君） はい。高相さん、よろしく申し上げます。

原発ゼロをめざす可茂の会会長（高相明子君） 今回は、私どもの請願を受け入れていただきまして、本当にありがとうございました。

今、私たちのところ、特に母親が外で日常の会話をするとき、この高浜原子力発電所の再稼働ということはちょこちょこ出てきまして、心配だねという話題になっております。もしこの高浜の原子力発電所で事故が起こったとしたら、私たちは福島原子力発電所事故がまだ目の当たりにあり、心の中にもありまして、まだきのうのように焼きついています。あの恐ろしさとか、それからむごさとか失敗というものが、もし事故が起こったら可児に住む私たちの身に迫ってきているんだということを、本当に母親たち、特に若い母親はそういうことを心配しております。強い声で出ております。

今、可児に住む、若い人たちがふえています。子供たちもふえています。こういう事故が起こった場合、大事なたくさん育てている命というものが全部なくなってしまうということを本当に私たちは心配しています。この多くの命を奪うという原子力発電所を、私たちは母親の立場からもですけれども、本当に要らないというふうに思っています。私たちの思いとか根拠というものを今から事務局の浅沼から説明させていただきますので、お願いいたします。

原発ゼロをめざす可茂の会事務局員（浅沼信人君） きょうは御審議いただいて大変うれしく思います。よろしく申し上げます。

前もって私のほうから資料、とじ物を2つ、委員の皆さんのほうにお渡しできたかというふうに思いますけど、申しわけありません。請願添付資料と書いてありますから のプリントの表の表紙はよろしいんですけど、一番最後の7ですね、一部私のタイプミスがありましたので訂正していただきたいんですけど、一番最後の資料7ですね。真ん中のところで、図のあるすぐ上にガスコンパインドとなっていますが、これコンパインドですので、「パ」を「バ」に直していただきたいです。

それから、そのすぐ横の表のほうですね。これもガスコンパインドになっておりますけどコンパインドの誤りですので、その訂正をよろしく申し上げます。

請願事項は2つなんです。1つは、リスクの高い原子力発電所を何とか早くとめてほしいという趣旨と、それでは電気はじゃあどうやってつくるんだという当然そういう不安といいますが、あれが出てきますので、それをどうやってクリアするかという、その2点に絞ら

れると思うんです。その2点に絞って、本当はもっともっと膨大な資料を皆さんにお見せしたいんですけど、時間も限られておりますので、じゃあ添付資料の1のところから順次、簡単ですけども御説明させていただきたいと思います。

資料1ですけども、去年の5月21日に福井地方裁判所の樋口裁判長が、250キロ圏は被害が直接及ぶんだという判断をされたんですね。その250キロ圏を、じゃあ日本に今ある原子力発電所のところから250キロ圏の円を描くと一体どういう円が描けるのかなというのが資料の1なんですね。そうすると、本州はもちろんですけど、その250キロ圏で圏外に当たるのは、北海道の北、東といったところだけで、ほとんど含まれてしまう。しかも、私たちの住んでいる岐阜県というのは、浜岡、あるいは福井にある原子力発電所から2重、3重、4重の円内に入ってしまうという。東からも北西からも攻められてくるという、原子力発電所はないのに被害だけは非常に色濃くこうむってしまうんだということが、この図でおわかりいただけるだろうというふうに思います。

じゃあ2のほうへ行きましょう。

資料の2ですけども、これは資料の6とも関連するんですが、平成24年に岐阜県の原子力防災室ですね、そこが福井で何かシビアアクシデントがあった場合に、岐阜県はどういうふうな被害が想定されるだろうかということで、シミュレーションされたものの一部なんです。これも膨大な資料で、とりあえず岐阜県、特に可児ですとか、美濃加茂ですとか、多治見ですとかというようなところに関係する資料をピックアップしたんですけど、向こうから北西風、伊吹おろしですよ、そういうものが吹いてきたときに、西濃がもちろん一番被害としては強いといいますか被害が大きいわけですが、この可茂地区にも、十分放射能、放射線というものが飛来するんだということが、この100キロの円ですね、そのところにちょうど可児が当たっているわけですね。そこにある。ですから今ですと、福島第一原子力発電所事故でいうと、私たちのところはちょうど飯舘村ぐらいの被害といいますか、そういうところになって、当然居住ができない、とりあえずそこから離れなさい、そういう地域に当たるんだということが、このシミュレーションで非常によくわかるということです。

資料の6も一緒に見てしまいたいと思いますが、これはいろんなところで使っていたきたいというふうに思っていて、1枚だけではなくて、岐阜県がどういう想定でこのシミュレーションをしたかというようなこともつけてあります。そこはきょうはお読みしませんが、資料6の一番最後ですね。資料2と非常によく似た図なんですけれども、これは一応、平成22年3月28日の14時ごろの天気がこうだった。気圧の谷が本州上は通過し、敦賀原子力発電所のところ、仮に敦賀で何かシビアアクシデントがあるとすると、そのときにあそこは秒速10メートルぐらいの比較的強い風です、10メートルといいますと。その西北西の風が吹いていた。岐阜市内、あるいは岐阜県内では秒速5メートルぐらい、これは心地いいぐらいの風だというふうに思いますが、その少量の降雨があったという。その条件でこちらから放射線が出てきた場合に、どういう広がり方をするだろうかというのがこの資料なんですね。

そうすると、これでびっくりするのは、岐阜市のあたりを通り越して可児市のあたりにや

ってくる。これは、伊吹山がありますよね。伊吹山のところで上昇気流に風が乗るんです。それが伊吹おろしで、ちょうどこのあたり、鵜沼から、このあたりにおりてくるんですね。そうすると、このあたりが非常に高い放射線の被曝地になってしまうという、そういうことがこの資料から読み取れるということです。

したがって福井にある、もんじゅもそうです。高浜も、大飯も、美浜もそうですけれども、あそこで事故が起こった場合には、日本海に抜けていく風というのは比較的吹かないんですよ。北西であれば、琵琶湖に入りますよね。そうすると、大阪なんていうのは本当にパニックになっちゃうと思うんです。北北西になると私たちのところへやってくる。西の風になると郡上へ行きます。そういうようなものがこの資料の中にはたくさんあって、きょうは可児市の分だけをピックアップさせていただいたわけですけど、そういう非常によくわかる資料で、原子力防災室というのはいすばらしいシミュレーションをされたなということを感じました。

その資料の裏が、これは風船の実験なんですけれども、実験といいますか、飛ばしてどういふふうか風船が飛んでいこうかというようなものですね。これを見ても、美浜で飛ばしたんですけど、美浜の海岸で12時ぐらいから午後3時ぐらいにかけてどンドンどンドン2,000発ぐらい飛ばしたんですかね、この日は。そうしますと、どンドン岐阜県に落ちてくるということです。広見が比較的早かったですね。40分ぐらいで広見に到着するという。3回やってその中の1回は40分ぐらいで。大気というのは、こういう固体ではありませんので、ぴゅんと飛んでくることはまずないんです。風船というのは、固体でもありますけれども、気体とちょうど中間ぐらい、もあもあもあもあしておるわけですね。風が吹いてくると、これがふわふわふわふわっという感じ。だけれども、この被膜がなければ、いわゆる普通の状態であれば、放射線を含んだ気体が、もあっとやってくるわけです。したがって現実には、この風船の実験よりも早いんですよ、ここへ来るのが。風船は、よっこらしよっこらしよ来ますので、比較的遅いんですけど、しかも向こうへ行ったりこっちへ行ったりというのが比較的ないんです。気体であれば、うわっとうってしまう可能性がありますので、これよりも原子力防災室でやったこちらのほうがわかりやすいし、実態に合っているだろうというふうに思います。けれども、一般の方はこれを見ると、すごいなあということがわかると思うんですね。

それから、次のじゃあ原子力発電所を停止してどのぐらいで電気をうまくつくれるのということですけども、皆さんの頭の中にあるのは、いわゆる再生可能エネルギーですね。それでいいじゃないか、私たちもそれを望むんですけど、まだなかなか日本の政策として、そこには到達していませんよね。だけれども民間ベースで、かなりいわゆるコミュニティパワー、民間の企業がいっぱい集まりましてファンドをつくって、そこで太陽風の風車をつくるですとか、メガソーラーをつくっていくですとか、地元で発電をして地元で使っていくというコンセプトで今どンドンつくられているのが、このコミュニティパワーというものです。つくったのが去年ですので、またことしは作り直さないかなと思っていますが、またこ

れが非常にたくさん今どんどんつくられています。

時間が押しますので先へ行きますけど、一番最後の資料7へちょっと飛びたいと思います。エネルギーをどういうふうにつくるかということですが、現在の原子力発電でいいますと、原子力から出てくる熱をどのぐらいの割合で電気に変えられるかというのは、いわゆる効率ですね。効率でいうと31%ぐらいなんです。あとの69%ぐらいというのは熱で電気にならないということです。今、中部電力なんかが使っている火力発電所も非常に低いんです。3割に多分行ってないと思います。ところが、日本人というのは本当に技術的には、もっともっとレベルをアップしようレベルをアップしようとして世界をリードしていますね。この分野でもすごいんです。今までは600度ぐらいの高熱の蒸気を、1回タービンを回して、120度ぐらいから200度ぐらいのまだ十分熱のある蒸気が大気へ逃げていってしまうんですね。これはもったいないじゃないかということで、1回回して使い捨てにしていた蒸気を、2つ目のタービンに回すんです。それでも次はまだ100度から80度ぐらいの蒸気が出てくるんですね。これでまた第3番目のタービンを回すんです。そうすると、1回起こした蒸気でもって、非常に効率よく発電機が回るんですね。これで今、最初につくられたのは62%でした。現在一番新しいのは68%まで来ているんです。

となると、今、非常に高い化石燃料を買っていますよね、数兆円かけて。これが外資の浪費だ、国費の浪費だというような言われ方をするんですけど。そうすると、倍以上の効率で発電できるわけですから、仮に4兆円使っていたら、単純に言えば2兆円で済むわけですよ。しかも、こういう電気ですとか、私たち電気というと明かりを連想しちゃいますけど、モーターですとか、いろんなものが全て電気で回っていますよね。そういうものをLEDなんかで代表されるように省エネでもってやっていけば、電気はそんなにつくらなくても、十分今の工業も、家庭生活も、社会生活も、支障なくうまくいくんですね。そのあたりのところを上手に政策としてやっていってほしいなというのが2番目なんです。

そこをもう少し政府のほうで、我々国民のほうに不安感がないように、政策転換といいますが展開していただけると、私たちも本当に安心して暮らせるなという思いがあるんですけど。ということです。

時間がないので、資料の5は余り深入りしませんが、例えば、1つだけ言わせてください。使用済み核燃料が、今、どうするかというのは誰も答えを持ってないですね。公害をまき散らす企業が、私たちの日本の中で非常に責められましたよね。公害基本法もどんどん改正されて、今の厳しいものになっています。その中で、放射性廃棄物も産業廃棄物の一つなんです。これをまき散らしてはいかんという条文、今はきちつとは言えませんが、そういう条文がある。にもかかわらず、ああいうふうに事故を起こしたときに放射線が出ますよね。そういうときに、一切、公害基本法の対象にならないのが何なんだろう。そういう矛盾すら、今の原子力行政というのはクリアしていない。そういうリスクを私たちは負わされながら、非常に不安を抱えながら生活をせないかなあ。メルケルさんも言っていました。原子力発電所は余りにもリスクが多過ぎるということで、2022年までにドイツは17

基金廃するわけですね。日本もなるべく早くそういう手だてを打ってほしい。

可児市の市議会としても、そういうふうな手だてができますように、この請願をよろしく御審議いただきたいというふうに思います。以上です。

委員長（川合敏己君） それでは、紹介議員である伊藤健二委員がお見えになりますので、補足説明がございましたら、よろしくお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 今るる御説明があったとおりであります。

私からは補足としまして、一たび事故が起これば悲惨な事態になるということで御案内がありましたけれども、こういう福島の実相に照らして、決してこういう原子力発電所事故は、その地元の自治体、立地自治体にとどまらないということを重ねて強調したい。ですから、お話にもありましたように、100キロというのはもうすごく実は短いんだと、距離は。車で行けば時速100キロでも1時間かかるんですけども、放射性物質は40分から50分で来てしまうということ、ちょっと流れを変えて、風向きがもし変わって、静岡の浜岡原子力発電所でもし事故が起きたらどうなるかという話、あそこは130キロですから、じゃあ100キロより遠いじゃないかという話ですけども、決してそんなことではないということをお願いしたいと思います。

高浜も、そして浜岡もそうですが、プルトニウムとウランの混合燃料、いわゆるMOX燃料というのをフランスから購入しております。それが今、使わずにためてあるわけですね。それがもし事故を起こせば、さらなる深刻な事態、ヨウ素、セシウムだけじゃなくて、プルトニウムその他について、本当に深刻な被害が広がる危険があるということで、こうした危険なものを両側から挟まれて、さっき地図の説明がありましたけど、ちょうど真ん中に岐阜県、そしてこの可児市も位置しているということをぜひ御理解いただきたいと思います。

静岡県では、県内に35の自治体がございますが、そのうちで26の自治体が意見書や安全に対する要望を決議されて発表されております。その26のうちで、6自治体と13の自治体が具体的に再稼働をやめてほしいとか、原子力発電所の廃炉を求めていくというようなことまで踏み込んだ意見書を出しておられる。だから、浜岡に対する静岡の自治体は異常なのかといえそうではなくて、35のうちで過半数の自治体が、もう既に原子力発電所に対して本当に冷静に、科学的に、その罪深さを見きわめてもらいたいということを主張しているんだということについて、しっかりと我々も、隣の県ではありますけれども、受けとめる必要があるんじゃないかということを最後につけ加えまして補足とさせていただきます。

委員長（川合敏己君） それでは、ただいまから参考人の方に対しての質疑を行いたいと思います。

委員（勝野正規君） 丁重な資料を御協議いただきまして、ありがとうございます。

若干2点ほど聞きたいんですが、請願事項の1点目の高浜・大飯原発というのがありますが、隣接して敦賀もありますけど、何で敦賀は入っていないのかなというのを単純に1点お聞きしたいということ、もう1点が、2点目で原発ゼロ政策と再生可能エネルギーといって、今御説明いただいた、ちょっと僕勉強不足でわかりませんでしたけれども、ガスコン

バインドサイクル発電、日本はものづくりの国ですから、こういうものをどんどんやっていくと思いますけれども、今まだ志半ば、そういうものづくりの日本であろうが、やっぱり代替エネルギーというのに着手しつつありますけれども、まだまだ発展途上、中間だと思っていますので、それでも即時中止・撤廃というものを求められるかという、この2点をお聞きしたいんですが。

原発ゼロをめざす可茂の会事務局員（浅沼信人君） 第1点ですね、敦賀をどうして請願の項目の中に入れなかったかということですけど、今、高浜を筆頭に、1年半前までは大飯がしばらく動いていましたね。しかも、ここに来て美浜の1・2号機は廃炉にするかもしれないけど、3・4号機を何とか早く動かしてくれというふうな、そういう関西電力の強い要望があるんですね。

したがって、この3つの原子力発電所は、今すぐ動く可能性があるんですよ。特に高浜はそうなんです。今、伊藤委員が言われたように、ここはMOX燃料を燃やしますので、MOXというのはプルトニウムですね。ウランは1つの原子が分裂すると、2つの中性子が出てきます。プルトニウムは、1つのプルトニウム原子が分裂しますと、4つ出てきます。2つなら、まだ中性子の吸着するものを入れれば制御がしやすいんですよ。ところが、一遍に4つ出てくると暴走する可能性があるんです。それで世界の国々は、MOX燃料はちょっと待ったということになっているんですね。大間原子力発電所なんかは、今再稼働ではなしに、新規に稼働の申請が出ているみたいですけども、あそこはフルMOXなんですよ。ですから、函館が怒るのは当然だと思いますけれども、そういう意味で緊急な要請として、私たちはこれを出しました。特に高浜というのが、川内が第1で、高浜が第2の許可が出たわけですので、それに並ぶ大飯・美浜という、とりあえずこの関西電力が所有しているところはとにかくとめてほしいという、そういう強い思いです。

それから、2番目の御質問ですけど、技術革新の非常にすばらしい日本ですので、ドイツですら日本の技術を学びたいといって、ああやってメルケルさんが来るぐらいですので、このコンバインドに関するものはさらに開発が進んでいます。こういうものはまだ化石燃料を燃やしますので、多少はCO₂の心配が出てくるんですね。それでも、今の火力発電所の燃やし方に比べると、試算では45%ぐらいでいけるだろうと、同じ電気をつくるのにそのぐらいでいけるだろうというふうな試算が出ています。

それを小規模でつくっていけば、いわゆるロスがないんです。例えば福島第一でつくったのを、東京電力ですから東京へ持ってきますよね。100つくって、東京の23区で使える電力はどれぐらいかという、55しか使えないんです。じゃあ、その45はどうなっちゃうのか。途中で熱になって全部逃げてしまうんです。そういうロスがありますので、原子力発電所は東京湾の中に置くことはまずしませんね。ですから、遠くでつくってロスを覚悟で、したがって物すごく大きな、110万キロワットなんていうばかにかいやつを6つもつくって、それで大量の電気を東京まで、関東まで持ってきて使うというロスを覚悟でやる、非常に余り賢くないやり方ですよ。それに対して、ガスコンバインドというのはそこにできるわけ

ですよ。1機当たり原子力発電所は1,000億円ですよ。どう高く見積もっても5,000万円ぐらいでできるという、安いのは3,000万円ぐらいでできるという話もあります。小さくなればなるほど当然安いわけですけど、そういうものをつくっていくと、生産したところと消費するところの距離が短ければ短いほどロスが少なくなりますので、小さいもので済むということですよ。

さらに、再生可能エネルギーでいいますと、これも日本が技術的には非常にリードしてまして、ただ商売が下手ですので、太陽光パネルを売るの日本は今トップではないですけど、日本人の学者がどこにでも張れる、いわゆるフィルム型の太陽光パネルですね、それを今開発している。そうすると、窓に張れるんです。車のボンネットがこうなっている、そこに張れるんです。そういうものを全部につくっていき、あるいは家庭に普及させていくと、かなりの電気がそれで賄えるということですね。

それに加えて、蓄電池です。私たちが携帯なんかで使っているのはリチウムイオン電池ですね。あれが今もうフィルムになっていますね。ごみ袋は0.2ミリですね。あれよりもちょっと分厚いかなぐらいのフィルムになっています。そうすると、今まで5ミリぐらいありましたね、スマートフォンなんかに入っているのは。あそこに物すごい量の電池が入れられるわけですね。そうすると、その中に1週間分、10日分ぐらいの1回充電すると電気が蓄えられる。そういうものが至るところにできたら、風力発電、太陽光発電というのは、確かにこういう波があります。だから、電気としては非常に不安定で、不良な電気だと言われる方をするんですけど、そういうところに蓄電をしていて、いわゆるコンバーターを使って流していけば、常時非常に安定して電気がつくっていけるという、そういう研究も今どんどんされています。

委員（勝野正規君） 原子力規制委員会の新基準に、薩摩川内市とか適合したということと、薩摩川内市とか鹿児島県議会も意見書を提出したと、昨今では多分新聞で見られたと思いますけれども、ちょっと取り寄せましたけれども、福井県の高浜町議会でも原子力発電所の再稼働をという意見書を取りまとめておられる。そんなような中で、今言われた高浜が新基準に適合しても、稼働はすぐだという話はないみたいなんですよ。だから、今るる説明していただいたように、その代替エネルギーがこれからどんどん発展して行って、これから革新、改革されていっても間に合うんじゃないかと。ただ、日本に原子力発電所が17カ所あって、原子力発電をとめておったけれども、大停電は起こらない、電力の需給は間に合ったよという現実であったんですけども、これから将来、燃料というのは、日本は海外からほとんど輸入しておるものですから、依存している中で、いつそういう輸入燃料というのがなくなるとか、化石燃料ですらなくなる、近い将来なくなるとは言われていますけれども、そういうようなときまでそれは待てないかもしれないけれども、それが確立されるまで待つという考えはないのかなということをお聞きしたいんです。

原子力発電所即時撤廃ということじゃなくて、こうやって意見書が出されたところは、ちょっと読ませていただくと、やっぱり地域経済のことを結構うたっておられるんで、立地自

治体として。それも気持ちは十分わかるんですけども、そのようなことも踏まえて、即というのはちょっと、何かいいお考えがあれば教えていただきたいんです。

原発ゼロをめざす可茂の会事務局員（浅沼信人君） 現実に原子力発電所が一つも動いていないというところで、これを廃炉にしていく手だてをきちっと計画して、何年何月までには日本から原子力発電所をなくそうということであれば、私たちは納得します。

だから、即ゼロというのは、これは言い方なんです。ですから、原子力発電所が動いていない状況で日本経済は回っていますから、なるべく早くゼロになるような計画を立ててくださいという思いなんです。

高浜町議会が賛同のほうに回ったということは、私も知ってはいるわけですけど、立地自治体のいわゆる一般会計ですね、本当に厳しい状況がありますよね。例えば私たち、10月に大飯と高浜を視察といたしますか、見学に学習会で行ってきたんですけども、大飯の方の言われるには、年間の一般会計の中に占める電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法による交付金でありてくるものが見えるようになって、そこに入れてもいいということになって、その電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法による交付金から出てくるお金で職員の給料も払っていいということになってきたそうなんです。そうすると、今まで原子力発電所は困るわなあと言っていた人たちまでが、何も言えなくなっちゃった。あのお金で私たちは生活しているんだから、反対ということをやったら、自分で自分の首を絞めるということになってしまうからというような、そういう矛盾がある。

それで、私たちは今ある電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法による交付金で出ているお金は、あれは危険手当だろうというふうに私たちは思っています。そういう危険手当ではなしに、そうやって国のお金が回っているのなら、それは私たち納税者のお金なんですけど、あそこの地域を原子力発電所がなくてもうまく地域経済が機能していくような方向にそのお金を使ってもらえないのか。そういうことにすれば、原子力発電所がなくなったら、私の仕事どうなるの、私失業するの、俺たちはどうなるんやというような心配は私はなくなるだろうというふうに思います。

越前町は、あそこに原子力発電所計画があったんですけど、はねのけたんですよね。あそこは今、カニ漁がすごいんです。お隣の敦賀は、原子力発電所を受け入れました。電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法による交付金が物すごく出ます。じゃあ、地元の産業はどうなっていますかという、越前町のほうが活気があるんです。敦賀市の一番メイン通りですね、ほとんどがシャッター通りになっちゃっている。そういうことがあって、やっぱり電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法による交付金というのは、確かに一時的にはその地域の経済を潤したかもしれないですけども、なかなか地域産業を振興していくというふうには、あるいは将来にわたって少子化して消滅していくかもしれないというふうな危惧に対しては、余りプラスの方向には作用していないんじゃないか、そんなことを思っています。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

会議の途中ではございますけれども、もうすぐ午後2時46分になりますので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時47分

委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

ほかに御質問があれば。

委員（川上文浩君） 私のほうから1点だけ。

自由討議に入ってから、私の個人的な考えは申し述べたいと思いますけれども、平成24年9月に岐阜県のほうから、放射線物質の拡散シミュレーションが出され、敦賀ですけれども、現在敦賀は2号機が活断層があるということで廃炉にしていこうという話になっていますが、その3カ月前、可児市議会として6月21日に原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書というものを提出させていただいております。

その主な内容は、福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえて、安全基準、安全性について丁寧な説明を行うことと、地元自治体初め周辺自治体も含めた地域関係者の理解を十分に得ることなど慎重な対応を求めるものでありまして、その後に可児市が20ミリシーベルト以上の高濃度汚染地域に指定されたということで、地域防災計画を大幅に見直しまして、28ページにも及ぶ計画を立てたわけでありまして、この意見書に対する参考人の方の評価という、改めてまたこの請願が出されてきたということで、それ以上のものを望まれているということは請願趣旨でわかるわけですが、こういったことに関して、我々可児市議会としての意思は変わっておりません。そのままの意思でこれは変わっていないわけですが、そのことに関してどのようにお考えでしょうか。

原発ゼロをめざす可茂の会事務局員（浅沼信人君） 原子力規制委員会の委員長の田中俊一委員長が、こういうことを言っているわけですね。この新基準に適合してゴーサインを出すということと、安全に運転できるということとは次元の違う話だということですね。

ですから、車検に受かったから、この車は絶対に事故をせずに走れるということとはまるで違うということがよくわかると思うんです。そういうことだろうというふうに思うんですけれども、可児市議会がそういうスタンスですうっとこの原子力問題に対応されているということは、非常に私たちも心強いです、うれしいです。しかし、今、ここまで来て、あの事故が起こって3年ですね。原子力規制委員会の仕事ではないのかもしれませんが、3つの事故調査委員会が出した報告書の中には、原因がこれだというふうな特定した言い方というのは、事故調査委員会の報告書にもないということですね。ということは、あのマグニチュード9.0の地震で壊れちゃったのか、それであの原子力発電所事故が起こったのか、津波の被害があったから事故になったのか、誰もその証明をしていないわけですね。

この地震国、この間10日ほど前もかなり揺れましたよ。どこでそれが起こるか分からない

ようなこの地震列島日本に住んでいて、それが原子力発電所の下にある活断層がいつ動くかも誰もわからない。動かないとは言えない。東海地震が来るかもしれない、東南海地震が来るかもしれない、南海地震が、日向灘地震が来るかもしれない、全部4つ連動したらどうなっちゃうのというような危惧がいっぱいある中で、とりあえず私たち、この可児市に住む、岐阜県に住む者が、一番近くて稼働の可能性が高いこの3つの原子力発電所を何とかとめてくださいよという願いといたしますか、私たちの切実な願いなんです。

私も小学校1年生と2年生の孫がいます。今何かあったら、この子たちはどこへ避難させたらいいんだろうか。私たちはもう60歳過ぎていますから、直接的な被害が仮にあっても、まあ何とか自分だけなら我慢しようという思いはあるわけです。嫌ですけど、我慢しようというような思いはありますが、小学校の子供たち、幼稚園の子供たち、あるいは妊婦さんがそういう事故に遭ってしまった、ああ、どうしようでは遅いというふうな思いが私には強いんです。したがって、この強い思いで、さらにもう一段可児市議会としても、市議会全体として、もう一段レベルアップをした意見書を、ぜひこの際検討していただきたいなという強い思いです。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上をもちまして参考人の方に対する質疑を終了いたします。

本日は貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

今いただきました御意見を参考に、これから請願に対して審議をしてみますので、よろしく願いいたします。

それでは、御退席いただいて結構でございます。本当にありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後2時53分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を行っていただき、議論を深めていきたいと思っております。

自由討議がなければ、討論に進みません。

委員（伊藤健二君） 先ほど質疑の中で、すぐそんなに再稼働しないんじゃないという感じを持っているんだがという趣旨のことを言われたかと思っております。

既に参考人の方から御回答があったかと思っておりますが、川内原子力発電所、そしてそれに続く高浜というのが、やっぱり一番再稼働がマスコミ上でも最も現実性が高いと言われているところです。やっぱりそれは、いわゆる新基準に適合するかしないかという話で、適合審査が出されたということで、もうそこはゴーサインが出ているということです。

ただ、安全を担保するものでないという原子力規制委員会の委員長の発言がはなからありまして、与えられた基準、あるいはいろいろと審議した結果、打ち出した新しい基準に適合しさえすれば、再稼働はしてもいいよと。ただ、するかしないかは政府が決めなさいと言っており、その裏を返して今度は内閣のほうは当然ベース電源であるから、原子力発電所は再稼働をしたいと。ついては原子力規制委員会の適合審査が答えが出たから、これで安全性は保たれているんだと解釈をしてゴーサインを出しますという、どっちも責任をとらない、それでいて再稼働だけは先へ進んでいくという実態があるわけですね。これはやはり、先ほどの市民の皆さんの不安な思いを本当にかき立てるひどい対応だというふうに私は思います。ここはやっぱり注意しなきゃいけないと思うんですね。

それからもう1つ、適合という判こをもらって、丸適マークをもらうわけですが、それを例えば、高浜の、あれは福井県ですから、福井県の県知事、あるいは福井県の安全審査行政はどう見ているかということが提起をしたいことです。これは新聞報道されたもので、福井県にも関西電力の高浜原子力発電所3、4号機、高浜町が新規規制基準に適合したとする原子力規制委員会の審査書決定を受けて、今度は福井県が、福井県原子力安全専門委員会がことし3月6日、ちょっと前ですね、会合を開いて、原子力規制庁から審査書の概要説明を受けて審査をしたという中で、やっぱり高浜原子力発電所の審査書は不十分だということを描きをしています。これは福井県の原子力安全専門委員会です。具体的には、地震動の想定や、放射能汚染水対策などで問題点が指摘されたということでもあります。

ということで、結局、海洋への放射能汚染水の拡散を防止する効果が疑われるようなシルトフェンスのようなものですね。あれは、格納容器の破損防止対策などは不備があると。実際使ってみて、実験的に実証しているのかといえば、シルトフェンスの実験をしたかというふうに専門委員が聞くと、原子力規制庁の回答した小山田巧地域原子力規制総括調整官という人が、具体的にいえば、確実に抑えるものではなく、できるだけ抑える対策だとして、いわゆる努力的義務でしかないような話をしているわけですよ。

あるいは、地震動についていえば、2000年に起きた鳥取県西部地震では、あるいは2004年に起きた北海道の留萌支庁南部地震などでは、どこが震源地かわからない。そのもとがわからないけれども、直下で起きることはあるんだと。それによって大きな被害を受ける。こういうのがもし高浜の真下で起きたら、誰が責任をとるんだという話をしても、そう言われなくてもですねということで、結局不十分さを拭い切れない結論になるわけですね。

ですから、福井県の原子力安全専門委員会は、そういうふうで原子力規制庁がオーケーを出したと説明してくれても、結局起きてくる問題に答えていないという現状は変わらない。こういうレベルでやられた審査というものが、本当に国民の今の民意に沿ったものなのかということです。ですから、滋賀県の知事は、どうしても立地自治体と同じように我々が同意すると言わない限りは、再稼働はやめてくれという立場を主張しておられます。

それから、新潟県の知事も、元岐阜県の副知事の泉田さんですけれども、断固として安全性の問題では譲れないと。協議のスタートラインに立つには、もっとそのことについてきち

った報告をしるということを行っているという、そういうきちんとした立場で物を言う行政の首長もおられるわけですから、やっぱりそういうことを大事な問題として考えていく必要があるんだという立場で、やっぱり第一に安全性の問題、そしてそれを来させないために方策については、徹底して市議会として物を言っていく必要があるんじゃないでしょうか。委員（川上文浩君） 自由討議ですので、極力短く、議員間討議を何度も繰り返しながらしたほうがいいのかと思いますし、やはりこの問題は、それぞれ個人的な部分があるとは思いますが、国のエネルギー政策に踏み込んでいくかどうかという点が1点と、やっぱり可児市としての立場をどう考えていくかということだというふうに思っています。

ですから、やはり100キロ圏内という、敦賀だけになるわけですが、高浜で142キロ、大飯で128キロ、美浜105キロと、そのほかにもんじゅがあるというような状況の中で、影響は必至であるということは皆さん御存じのとおりである。

先ほども参考人から説明があったように、飛散した核物質というものは、クラウドのように霧状になって飛んできて、風船実験でもあるように影響は多大です。何か事故があればですけど、ただ、それが全部が一遍に事故を起こすわけではありませんけれども、その危険性はあるであろうというふうには思っております。

ですから、私は、意見書を提出したということもありますけれども、再稼働で揺れている川内原子力発電所でも、30キロ圏内で一部そこに入っているいちき串木野市などは、その申し入れを聞かないという強い姿勢がある。同じように、我々は100キロ圏内ですが、周辺の影響を与える自治体、高濃度汚染地域というふうに指定されている自治体とすれば、何らかの意見を聞いてもらう場というのは必要であるのではないかとこのように思っております。

やはり今後、この問題が国のエネルギー政策として経済的影響、将来への発展の部分の原子力がどうなるかということは、やはり意見が真っ二つというふうになると思っておりますけれども、どちらにかじを切っていくかという、私、個人的な可児市民を代表する議員とすると、やはり脱原子力発電というものを念頭に置いた動きをこれからはしていくべきなんではないかと。

ただ、一方、アジアでは、どんどん原子力発電所の設置が進んでおりますので、そういったところでどうバランスをとっていくのかということと、やはり一番大きいのは使用済み核燃料をどう処理していくのかということです。1,700本から1,800本あると言われておりますけれども、先ほどもMOX燃料と出ていましたが、新しい形として資源再利用型沸騰水型軽水炉ということで、10万年ほどかかる天然ウラン鉱石に匹敵するものにするのに、減衰するのに10万年ほどかかるのが300年でできる。でも、それでも300年かかっちゃうということがあるので、そういったことも全部考え合わせながら、可児市議会としての立場というものを各議員の皆さんから御意見をいただければと思います。以上です。

委員長（川合敏己君） ありがとうございました。

この際ですので、各委員から一言ずつ御意見をいただきたいと思っております。

原子力発電所が全てゼロとなったときの電気の発電能力とか、そういうところまでを考えながら進めていくというのは非常に難しいところがあるというふうに思います。

ですから、今の現状の中で、可児市が高濃度汚染地域であるということを最優先にした中で物事を判断していくということは非常に必要なのではないかとこのように思っております。以上です。

委員（伊藤健二君） 今、川上委員からも提起がありました。経済にどこまで踏み込むかというのはなかなか難しい問題であると。一方で、40年廃炉の問題というのがちゃんと認識しておかなきゃ片手落ちになるよという大変重要な指摘があると思うんですね。

ただ、その中で、経済の問題でもあるんだけど、私は、立地自治体といわゆる原発マネーの関係、これは朝日新聞が3月9日に特集していますけれども、40年を迎えた日本の原子力発電所は、敦賀1号機を初めとして7機があると。そのうち2機は、高浜の1号、2号はどうも延長を目指す方針のようだということまで触れてあるわけですね。それで、5機は廃止する。じゃあ5機廃止したらどうなるかということ、地元は困惑というふうで表題が打ってありますが、いわゆる原発マネーで財政が支えられてきたと。先ほど参考人も言っておられましたけど、保育園の人件費からごみ施設の収集運搬費、あるいは地域バスの運行費、ちょうど可児市でも兼山保育園の人件費に福祉目的ということで使えばいい、つまり人件費に使えばいいということで、同じ基準なんですね、実はもとは。可児市が何で立地自治体じゃないのにとおっしゃるかもしれませんが、例の地中処分場の研究の件で、だから原子力発電所の核のごみをどう処理していくかの実験研究をしているということに貢献をしているから、5キロ圏内の兼山に電源立地地域対策交付金が来るという現実があって、これが廃止となれば、なくなるわけですよ。廃止が決まった時点で廃止されると。なぜ私はこういう問題についてもっと国民的議論、あるいは我々も今既に、可児市議会でさえかかわっているわけですから、この電源立地地域対策交付金については、廃炉になった途端に交付金が打ち切られるわけなんで、今度は廃炉に対する交付金をつくったらどうだとかどこの学者が言っておられましたけれども、さまざまな廃炉へ向けてのプロセスは、もっともっとよく研究をし、現実化させる必要があるということを書いていました。

この交付金関係については、市議会レベルでも十分議論ができるし、やっぱり意見をまとめていく必要がある。現に意見も出ているわけですね、予算審議の中で。こうしたことについては、やっぱり避けずにしっかりと議論していくことが必要じゃないかなと思います。

委員（川上文浩君） 電源立地地域対策交付金まで触れると、非常に請願審査とか意見書提出に関して、ちょっとまた議論が別の方向に行ってしまうので、それはそれとしてということで、ちょっとおさめていただかんといかんというふうに思います。

委員長（川合敏己君） 時間もあれです。それでは、自由討議はこれにて終了したいと思います。よろしいですか。

それでは、討論を行います。

まず、この請願に対して、趣旨採択ですとか部分採択は可児市議会ではできませんので、そ

の点を留意いただいて、この高浜、美浜、大飯原発の再稼働中止・撤廃を求める請願に対しての、まず反対の討論がある方からお願いいたします。

委員（勝野正規君） 日本では、エネルギーのほとんどを海外に依存しており、代替エネルギーが確立されていない現時点で、原子力発電所の再稼働が中止になれば、将来的に石油、ガス代が膨らみ、電気代も膨大にふえ、日本経済に大きなマイナスとなることが予想されます。日本のような小さな島国で、何十機もの原子力発電所が必要とは考えませんが、現時点で電力安定供給のために最小限の原子力発電所は必要であると思っております。

原子力発電所立地自治体が再稼働へ向けて動き出している、このような時点で、既に意見書を提出している可児市議会として、原子力発電所再稼働の中止・撤廃を求める意見書の提出は、国等の一層の動向を見ながら慎重に行動をとるべきであり、本請願に対する反対討論といたします。以上です。

委員（伊藤健二君） 今、この請願は採択するに当たらないという趣旨での御発言がありましたが、それは請願者、そして解説の中で、既に回答されている中身ではないかと思えます。請願事項は政府に高浜、美浜、大飯原子力発電所の再稼働をしないように働きかけてほしい、つまり原子力発電に頼らなくてもエネルギー政策は現にできているし、新たな手法も含めれば可能であるということを使い分けて言っているわけです。何よりも、原子力発電所を燃やし続ければ、核廃棄物の問題にしる、地震災害、いわゆる自然災害に対して、それを契機として今度は新たな人災を起こしてしまう。苛酷事故につながりかねないという危険があって、福島第一原子力発電所事故の教訓がまだ解明されていないという現状の中で、やっぱり審査も十分じゃないんじゃないかということが明らかになってきたと思えます。そうした点に立てば、ひとまず政府に対しては再稼働を急ぐことがないように、再稼働をしないように働きかけてほしいというのが請願の明確な言い分だというふうに思います。これはとても大事だというふうに考えます。

もう1点は、再生可能エネルギー利用促進の政策を決断しなきゃだめだということをおられるわけで、これはメルケルさんの話をひもとくまでもなく、要は政治の力で決断すれば、切りかえができる話ですね。そして、そういう体制に切りかわるといふようになるには、地方からもっと自然再生可能エネルギーを進めよという声を上げていくことが必要だと思います。そういう意味からも、この1点、2点、請願事項のそれぞれについては、極めて今の時期に重要な内容だと思いますので、ぜひ採択をしていただくように重ねてお願いをして、賛成の討論とさせていただきます。

委員長（川合敏己君） ほかに討論ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論もないようでございます。

これより請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書についてを採決をいたします。

挙手により採決をいたします。

請願第1号を採択する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数でございます。よって、請願第1号につきましては、賛成少数で不採択とすべきものと決定をいたしました。

〔「委員長、動議」の声あり〕

委員長（川合敏己君） 伊藤副委員長。

副委員長（伊藤英生君） 今の請願につきましては、不採択とすべきものと可決されました。しかしながら、大変重要な指摘もあったかと思えます。再稼働しないように働きかけること、この部分に関しては不採択ということになりましたけれども、やはりこの可児市に及ぼす影響、そういったものも踏まえて慎重に判断してほしいというような話も先ほどの自由討論の中でありました。また、新たに放射性物質拡散シミュレーションが行われた、そして原子力発電所再稼働の動きが進展しているということもありまして、平成24年6月に意見書は出しておりますけれども、さらにこういったことを踏まえた意見書を提出すべきだと思ひまして、動議させていただきます。皆さんにお諮りしたいと思います。

委員長（川合敏己君） ただいま伊藤英生副委員長のほうから、改めてこの原子力発電所の再稼働に対して国の慎重な対応を求める意見書を提出してみてもどうかというような御意見がございました。

皆さんにお諮りしたいと思います。挙手により採決をいたします。

本動議を当委員会で審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本動議はこの後の日程に追加をさせていただきたいと思ひます。

直ちに審査をしたいと思ひます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないものと認めます。

それでは、本動議を日程に追加しまして、直ちに審査を開始いたします。

では、事務局から資料の配付をさせていただきますので、暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時17分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副委員長に提案内容の説明を求めます。

副委員長（伊藤英生君） 先ほどお話しさせていただきましたように、新たに放射性物質拡散シミュレーションの結果が出たこと、そして原子力発電所の再稼働の動きが進展していることを踏まえて、平成24年6月に意見書を出しておりますけれども、さらにそういった条件も加えた意見書を提出したいと思ひ、今からこの意見書について読み上げさせていただきます。

すので、皆様に御審議いただきたいと思います。

原子力発電所の再稼働に対して国の慎重な対応を求める意見書。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故では、放射性物質が放出され、いまだに収束に至らず、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。原子力発電所は、一たび苛酷事故を起こせば、それをコントロールすることができず、はかり知れない影響が出ることは間違いなく、その他の事故とは本質的に異なるものである。万が一、若狭湾周辺に立地する原子力発電所で放射性物質が漏えいするような事故が発生すれば、岐阜県内にも放射性物質が飛来する危険性があることは、平成24年に岐阜県から発表された放射性物質拡散シミュレーションの結果や、民間団体が行った風船飛ばし実験でも確認されており、原子力発電所事故が及ぼす影響は、立地自治体だけの問題にとどまらず、隣接する自治体、さらには日本全体にも影響を及ぼす深刻な問題に発展することは明確である。

以上のような理由から、国においては原子力発電所の再稼働に当たり、東京電力福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえ、安全基準、安全性及び必要性について丁寧な説明を行うなど、立地自治体はもとより、影響を受けると考えられる周辺自治体も含めた地域関係者の理解を十分に得ることなどを求め、可児市議会では原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書（平成24年6月21日付）を提出したところではあるが、原子力発電所の再稼働への動きが進展していることを踏まえ、改めて慎重な対応を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日、岐阜県可児市議会。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、経済産業大臣様、内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）様、内閣官房長官様。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、ここで提案趣旨に対しての質疑を行いたいと思います。

質疑がある方は、挙手にてよろしく願います。

委員（伊藤健二君） ちょっと確認させてください。

最後のくだりですね。可児市議会では意見書（平成24年6月21日付）を提出したところではあるが、「あるが」なので否定形でないでいるわけですが、出したと。出したところだけれども、もう一遍再稼働への動きが進展していることを踏まえ、改めて慎重な対応をというのは、どんなニュアンスなんでしょうか。

副委員長（伊藤英生君） 前回の意見書の提出をしているところではありますけれども、それに重ねて新たにもう一度周辺自治体のこういった意見を聞いてほしいという思いを込めて、こういった言葉でないであります。

委員（川上文浩君） 質問ではありませんけれども、私も今の伊藤健二委員の問いに答えるならば、「提出したところではあるが」というものは、そこから状況が変わっていますよということです。私、先ほども自由討議の中で言わせていただきましたけれども、100キロ圏内の汚染地域に指定されたということが大きいです。

ここの2段目の「万が一、若狭湾周辺に」から5行、ここのところに「が」がかかってきて、1回出したんだけど、変わっているから、さらにもう一度慎重な対応を求める意見書を出しますよということで御理解いただけたらというふうに思います。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時24分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、意見書案につきましては、今、内容を確認いただきました。

それでは、討論を行いたいと思います。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより原子力発電所の再稼働に対して国の慎重な対応を求める意見書案についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原子力発電所の再稼働に対して国の慎重な対応を求める意見書案を採択すべきものとする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、原子力発電所の再稼働に対して国の慎重な対応を求める意見書案は、意見書の採択を求めるものですので、委員長から議長宛てに意見書を提出することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

なお、各種状況で文案の変更が改めて必要になった場合は、いわゆるてにをは等ですね。文言調整につきましては、委員長、副委員長に御一任いただくことに御異議ございませんでしょうか。

〔発言する者あり〕

今の意見は、宛先の氏名を入れてくださいということでございます。対応させていただきます。

それでは、そのようにさせていただきます。

では、この意見書につきましては、発委として最終日に本会議のほうに提出をさせていただきます。

それでは、午後3時40分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 3 時26分

再開 午後 3 時37分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、当議案につきましては、教育委員会改革に基づく改正部分を含むため、教育委員会より渡辺教育総務課長にもおいでいただいております。御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、資料番号 1 番の議案書11ページをごらんください。資料番号 6 番の提出議案説明書は 1 ページでございます。

議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

これは今、委員長からお話がありましたように、教育委員会制度の改革に係る条例を一括して廃止または改正するというものでございます。

あわせまして、教育委員会改革とは別に、期日前投票所の投票立会人の報酬のことについて、第 2 条の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正しております。

関係する条例は、第 1 条で可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止し、第 2 条では非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、第 3 条では特別職報酬等審議会条例の改正、第 4 条で常勤の特別職職員の給与に関する条例、それから第 5 条で可児市職員の旅費に関する条例、それから第 6 条で可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正を行うというものでございます。

施行日は、平成27年 4 月 1 日ということでございます。

もう少し詳しく具体的な内容を担当課長、秘書課長のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

秘書課長（前田伸寿君） 制定の趣旨については、今、部長が御説明したとおりでございます。第 1 条から第 6 条まででございます。

第 1 条につきましては、新たな法律によりまして教育長が常勤の特別職となるということから、現行、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止するというものでございます。

続きまして第 2 条でございますが、新しい法律の制度のもとでは、教育委員長にかわって新しい教育長が教育委員会を代表するということになります。教育委員につきましては全てが委員となることから、非常勤の特別職の職員の報酬、費用弁償に係る条例の別表第 1 から教育委員長の欄を削除するというものでございます。

また、あわせまして、新たに期日前投票所を増設するというに伴いまして、その増設

する投票所の投票時間が、本庁の期日前投票所と時間が異なるということから、立会人の報酬につきましては、現行の金額の範囲内で、事務従事した時間に相応した額を支払うという改正でございます。

それから、第3条で特別職の報酬審議会条例でございますが、市長、副市長に、新たに教育長を加えるということで追加するものでございます。

それから、第4条でございます。特別職職員の給与に関する条例に教育長を追加するというものでございまして、別表の副市長の下に新たに教育長の給与を追加するものでございます。

それから、第5条でございます。旅費に関する条例の船賃の条項に教育長を追加すると。従前は、市長、副市長という表記でございましたが、ここに市長、副市長及び教育長という形で追加するものでございます。

済みません、13ページでございますが、お願いいたします。

それから、第6条でございます。これにつきましては、法律の施行に伴って、条ずれによる改正でございます。

それから、一番下の附則でございます。施行日は、部長が申しましたとおり、平成27年4月1日からということと、それから附則の第2条、経過措置でございます。現在の教育長の任期に限って、施行日以降もその効力があるということで規定をしております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） これより議案第20号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 教育長の給料額はこれまでと同じでしたでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） 教育長の給料につきましては、従前同様64万4,000円が給料の額ということで、そのまま追加するというものでございます。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございますので、討論を終了いたします。

これより議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第20号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、議事の都合により暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時45分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第29号 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

企画経済部参事（荘加淳夫君） それでは、議案資料1の48ページになります。

議案第29号 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

詳細説明を経済政策課長のほうからいたします。

経済政策課長（村瀬雅也君） この条例の背景をまずお話ししますと、ここ一、二年におきましてアベノミクス、いろんな円安による企業業績が非常に好調な状況でございまして、そういった中、資材等が高騰しておるとい状況の中で、企業の企業活動が郊外へ郊外へというような状況になっておりまして、最近におきまして、可児市内の企業におきまして、増設の計画をしておる企業がふえております。そうした中で、工業団地組合員に、そうした規制について、さらに増設がしやすいような環境ができないかという相談も来ているという状況の中で、今回出させていただいたものでございます。

条例制定の目的につきましては、こちらの資料の5ページに書いてございますように、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、長い法律名ですけれども、これに基づいて工場立地法により規制されている緑地率を緩和したいということが趣旨でございます。

5ページを見ていただきましたように、そういった趣旨の中で第3条によりまして敷地面積に対する割合の軽減ということで載せております。もともと工場立地法によるこのエリアの規定につきましては、緑地が工場敷地面積の20%以上、環境施設面積が25%以上と定まっているものでございますが、これをそれぞれ緑地に関しては5%以上へ、環境施設面積も含む面積については10%以上へ緩和するということが今回の条例に基づいて行いたいというものでございます。

また、このエリアにつきましては可児工業団地の一部、地区計画で定めてあるところ以外の部分でございますし、企業立地促進法の中で同意をしている地域につきましては、工業団地の一部以外に二野地域もなっておりますわけでございますが、二野地域におきましては敷地外に既に緑地を確保してございますので、敷地内での緑地率の緩和というのは余り必要がないものですから、今回は工業団地内の一部の地域ということで条例として制定するものでございます。

該当する工業団地内には、それぞれ外周の緑地等もございますので、これをもちまして例えば5%まで緩和できるところがあるかということ、場所によっては外周の敷地を確保する意味から、そこまでは緩和しても、ほかの法律によりまして周辺緑地が守られるということもございます。そういう中で今回、4月1日から規制解除することによりまして、施設内、工業団地内の工場の増設をしやすい、そういった環境をつくりたいということでございます。

説明は以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、これより議案第29号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） ちょっと難しい話なのかもしれませんが、このように15%に及ぶ規制のラインを下げると、増設しやすくなるという目的に規制緩和をしようという話、それ自体は悪いことではないと思うんですが、可児市には御存じのように温暖化対策等々のいろんな基本計画もありまして、全体としては緑化を進めましょうというスタンスで物事が計算されてきたと思うんです。今回のこの措置を基準線だけなので計算が難しいのかもしれませんが、どの程度影響があるのかどうかということで、その辺はどんなふうにしんしゃくされて、この提案をされておられるのか、見解があればお聞かせください。

経済政策課長（村瀬雅也君） 今回の条例制定によりまして、緑地の緩和を図る地域は可児工業団地内のエリア内に限られまして、全体を緑地に囲まれた範囲であります。ですから、その他のエリアから工場の集積を誘致することにより、市全体としての緑地を維持するということもある意味意図しているということはあると思います。

また、先ほど議員がおっしゃられたように、地球温暖化対策の実行計画というものを可児市は平成22年につくっております。その中で事業者の活動促進によります削減量等をうたっておりますけれども、こちらのほうは見ますと、主に事業者の生産活動におけるCO₂発生を抑えるということで計算をされたCO₂の削減が主でございますので、緑地の緩和による同計画の影響は、全体としては非常に少ないと考えております。

また、むしろ緩和することによって、施設が更新されますと、それに基づいて省エネ設備が誘引できれば、さらに目標達成にとっても寄与できるものではないかと考えております。以上です。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これより討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第29号 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第29号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第34号 可児市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） 資料ナンバー 1 の56ページを見ていただきたいと思います。

今回、土地開発公社の定款を変更するに当たりまして、手続的には土地開発公社の理事会での議決、それから可児市議会での承認をいただきまして岐阜県知事へ上げまして、認可のあった日から施行というような、こういうふうな手続が法律で決まっておりますので、それに従って今回お願いするものでございます。

中身につきましては、まず第16条のところに、理事会の議決事項としまして各資料の添付の中身が書いてございますが、その中にキャッシュ・フロー計算書を入れるというものでございます。

それから、第19条のところで、運用財産という項目を外すというものでございます。

それから、第21条の財務諸表のところに、同じく「キャッシュ・フロー計算書」を入れるというものでございます。

これをなぜ改正するかと申しますと、ちょっと古くなりますが、平成17年に総務省のほうで土地開発公社の経理基準要綱という、どのような形で地方の土地開発公社の経理を行うかというような決めが要綱でありまして、その中で改正するという内容が、今の項目のキャッシュ・フロー計算書の追加と運用財産の削除という項目になっています。

10年間、実際には定款自体が変更されなかったわけですが、これの背景につきましては、事務局のほうで調べてみましたけれども、ちょっと当時の経緯が明確ではありませんでした。ただし、実際に理事会において、このようなキャッシュ・フローの計算書をつけること、それから実際に運用財産はありませんので、それを掲載しないというような実質的な作業については行われておったということと、定款ではございませんが、会計規程の中でキャッシュ・フローの計算書の書類はつけるということになっておりましたので、実質的に10年間何ら支障はなかったわけでございます。

事務局のほうも、基本的にはその内容については、定款自体の変更が必要だという理解はしてありませんでしたが、今年度に入りまして県のほうが、私どもの市ではございませんが、他の市に入られまして、そのときにほかの市でも同じような事例があったということで、その他市のほうからうちへ聞き合わせがあったということで発覚しましたので、私どもとしてはわかった時点で、当時のやらなかった理由はどうであれ、今後、改正しておくことが必要だということで今回上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、この議案第34号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 改正前の資産の部分で、第19条の運用財産ですが、これは具体的には

どのようなものを想定して書き込まれたもの、あるいは具体的な例示があれば、ちょっとわかりにくいので教えてください。

総合政策課長（牛江 宏君） 私どもとしても、実際今、運用財産が何があるのかというのをずうっと調べてみましたけれども、実際に土地開発公社、うちでも扱ったことがございませんし、他の土地開発公社でも扱った事例はないというようなところでしか文献上把握できませんでしたので、大変申しわけございませんが、実際に事例がないというようなことでお答えとさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第34号 可児市土地開発公社定款の変更についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第34号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

それでは、お諮りをいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

以降の議事につきましては、担当の部課長のみで行いますので、順次、担当以外の部課長は御退席いただいて結構でございます。

ここで、席次を変更いたしますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後3時59分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項2．指定金融機関の交代についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。よろしく願いいたします。

会計管理者（平田 稔君） それでは、資料番号の2番を御用意させていただきたいと思います。

可児市指定金融機関の変更についてということでございます。

指定金融機関につきましては、十六銀行と東濃信用金庫を2年交代で指定してきております。この4月1日からは、東濃信用金庫が可児市の指定金融機関となります。期間は平成29年の3月31日までの2年間です。これに伴いまして、庁舎1階にあります指定金融機関の派出所の窓口も東濃信用金庫にかわりますので、よろしく願いいたします。

一応参考までに、下に指定金融機関と収納代理金融機関、平成27年4月1日からの分を載せてございますので、よろしく願います。以上です。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項3．平成27年度地方税制改正（案）についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

税務課長（大澤勇雄君） それでは、委員会資料ナンバー1のほうをお願いいたします。

平成27年度地方税制改正についてですが、1ページの一番下のほうですが、2の車体課税の丸2つ目の軽自動車税の見直しについてから説明させていただきます。

軽自動車税については、平成27年度に新規取得した一定環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入いたします。

別紙は、この資料の5ページのほうをお願いいたします。

5ページの最下段のところ、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の案というところでございますが、電気自動車は税率を75%軽減、本来は1万800円ですが、これが2,700円ということになります。平成32年度燃費基準プラス20%達成車は50%の軽減、また平成32年度燃費基準達成車は税率をおおむね25%軽減ということで、軽自動車税の軽減が実施されます。

それでは1ページのほうに戻っていただきまして、1ページの最下段のところになりますが、これは二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に延期ということでございます。これは昨年、平成27年度からの税率の引き上げをお願いするということで議会の承認をいただいているところですが、施行日を見直し1年の延期となり、平成28年度からとなります。また、議会においては条例改正で専決をお願いすることになるので、よろしく願いいたします。

それでは、2ページをお願いいたします。

2ページについては、4のふるさと納税でございます。ふるさと納税ですが、特例控除の上限額を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されます。

もう一つ下の段のところでございますが、丸2つ目、申告手続の簡素化です。現在は確定申告を必要とする仕組みに税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで受けられる仕組みを導入するものでございます。

続きまして5の固定資産税については、土地の負担調整措置を、現行の仕組みを3年間延

長いいたします。次期の評価がえまでの間、デフレの動向を見きわめつつ、不均衡の課題への対処について検討を進めるとともに、税負担の均衡化、固定資産税の今後の検討を行います。

3ページをお願いいたします。

3ページは地方たばこ税でございます。地方たばこ税の旧3級品、これは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバットなどでございますが、旧3級品の製造たばこについては、改正案のとおり段階的に税率を引き上げる予定です。

8は、今回、税負担の軽減措置等というところがございますが、その固定資産税の特例等のところの丸の3つ目でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった空き家等に係る土地を、住宅用地の特例の対象から除外いたします。平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法に指定された特定空家、これは平成27年度に指定されたものについてでございますが、平成28年度の課税についてから、現行の200平方メートルについての6分の1の軽減、それ以上については3分の1の軽減について除外をいたします。

次に、収納課から納税環境の整備について説明をします。

収納課長（田上元一君） 資料のほうは4ページをお願いいたします。

私のほうは9の納税環境整備等のうち、2つ目の地方税における猶予制度の見直しと、次の個人の住民税等の還付加算金の起算日の見直しについて御説明をいたします。

まず、地方税における猶予制度の見直しについてでございます。

市税が納期限までに納付されないときには、督促状や催告書等による納税の催告、それから差し押さえや交付要求等の滞納処分、徴収猶予等の納税の緩和措置、第2次納税義務の追及等の納税義務の拡張などを行いまして、滞納金を徴収して完結させるか、不納欠損により徴収金を消滅させるか、いずれかの解決策を講じなければなりません。いわゆる滞納整理というのは、このような滞納市税について行われる一連の事務手続を総称するものでございますが、今回の見直しは納税の緩和措置ということで、地方税法第15条に規定する徴収猶予と同法第15条の5の規定にする換価の猶予について、本年4月1日から先行して施行されます国税徴収法の改正を踏まえまして所要の見直しを行うというものでございます。

そもそも徴収猶予というのは、納税者の方が災害とか疾病等により一時的に納税できない状態にあるときに、納税者に対して時間的な余裕を与えて負担の緩和を図る制度でございます。また、換価の猶予につきましても、納税については誠実な意思を有すると認められるものの、生活困窮等の事由により納税が困難な状態にあるときに、同様に納税者に時間的な余裕を与えて負担の緩和を図るという制度でございます。

今回の見直しについては、おおむね5つの項目が予定をされております。1つ目としまして、徴収猶予や換価の猶予に係る分割納付の方法を地方団体の条例で定める仕組みといたしましたこと、2つ目は、これまで地方団体の長の職権によるしていた換価の猶予を納税者の申請による仕組みということで新設をいたしましたことと、さらにその申請期限を地方団体の条例で定める仕組みといたしましたこと、3つ目に納税猶予や換価の猶予をする場合の担保

の徴取基準を地方団体の条例で定めることとしたこと、4つ目に、申請による換価の猶予に係る不適用事由、徴収猶予や申請による換価の猶予に係る不許可事由、徴収猶予や換価の猶予にかかる取り消し事由について、地方団体の条例で定めることができる仕組みとしたこと、5つ目としまして徴収猶予や申請による換価の猶予の申請手続を地方団体の条例で定める仕組みとしたことなどがございます。

これらの地方税の猶予制度の見直しにつきましては、来年の4月1日、平成28年の4月1日施行という予定となっております、平成27年度中に市の税条例の改正をする必要がございます。

先行して本年4月1日に国税が施行しますので、国税の状況でありますとか、あるいは岐阜県や他の市町村の動向を把握しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、個人住民税等の還付加算金の起算日の見直しについてでございます。

これは昨年度、還付加算金の未払いということで全国の自治体において露見した事例でございます、本市においても未払いとして調査をいたしまして、還付手続をとった案件についての見直しでございます。

御案内のとおり、還付加算金につきましては、市税等について過誤納金が発生した場合に、その事由によって定められた日、いわゆる始期から支払い決定日または充当した日までの期間、一定の利率によって計算した金額を過誤納金に加算して支払うものでございまして、地方税法の第17条の4に規定をされております。

今回の見直しにつきましては、所得税の申告に起因して個人住民税の減額賦課決定が行われた場合に生じる過納金に係る還付加算金の起算日を、従来は課税権者、いわゆる市に帰責性があるものとしまして、地方税法第17条の4第1項第1号の納付のあった日の翌日の適用をしていたものを、あくまで納税者本人に帰責性があることといたしまして、同項第3号の還付申告がされた日の翌日から起算をして一月を経過する日の翌日を適用するように改めることとしたものでございまして、所得税の還付加算金の起算日と同様の扱いをすることとしたものでございます。簡単に言いますと、昨年度誤りとして是正する前の解釈を適用するということにしたということでございます。

この見直しにつきましては、本年4月1日以後に還付のための支出を決定し、または充当する過納金に加算すべき還付加算金について適用することとなっておりますので、関係課にもしっかり周知をしまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行いたいと思います。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでございますので、この議題を終了いたします。

それでは、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時14分

委員長（川合敏己君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項4．可児市公共施設等マネジメント基本方針についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

公有財産経営室長（伊藤利高君） やっと2年の成果がまとまりましたので、この場をおかりして御報告させていただきます。

まず、タブレットをお持ちの方、1章をお開きください。

本章では、まず1章では背景と課題、2章では方針、3章では公共施設の分析、4章ではインフラの分析を説明しております。可児市公共施設白書では施設の諸元を1つの様式にまとめております。また、より多くの人に知っていただきたいとの思いから、漫画による補足資料を作成しております。

では、1ページ目の背景について御説明申し上げます。

人口の減少。本市は、名古屋市から約1時間という交通便利性が高い地理的要件を背景として名古屋圏の外延化が進み、昭和40年代以降、急激に人口が増加しております。今後、全国的に人口が減少すると言われておりますけれども、本市も例外ではなく、既に平成20年をピークとして人口が減少に転じております。平成25年7月に行った人口推計では、平成52年には約16%減少すると推計されております。人口の減少だけではなく構造も変化し、少子・高齢社会が進むこととなると推計をされております。

財政状況も変化をしまいたします。とりわけ納税者世代となる生産年齢人口の減少は、税収の減少につながります。また、高齢者の増加に伴う社会保障費は増加することとなります。

もう1つ、公共施設の老朽化も懸念されます。人口の増加に合わせて建設してまいりました施設も相応の期間を経ており、建てかえの時期は集中することとなり、多額の費用を要することが予測されます。

市民の意識も変化をきてきております。平成25年度行政サービスと負担に関するアンケート調査では、人口規模やニーズに合った内容や規模に変更し、場合により統廃合を検討するといった意見が8割を超えております。厳しい財政状況に関心を持つ住民が多く、身の丈に合った行財政運営が求められております。

2ページをお願いいたします。

ここでは、公共施設等マネジメントの導入として概念を載せております。人口の増加、右肩上がりの経済状況を背景として多くの公共施設を建設してきた時代ですが、人口の減少や構造の変化、厳しい財政状況が要因となって、従来どおりの施設管理では行財政を運営していくことが困難な時代になってくるため、情報を一元化・共有化し、施設総量を最適にしていけることが重要となってまいります。本市が所有している公共施設やインフラを自治体経営

の視点から総合的に企画・管理、活用していく仕組みが必要となってまいります。

3ページをお願いします。

本市では、公共施設とインフラを対象としてマネジメントに取り組んでいくこととしました。平成26年4月には、総務省から公共施設等総合管理計画の策定要請が出されておりますが、本書はこれに沿ったものであると考えております。進め方ですが、対象施設をできるだけ同じ線で捉えることが大切であり、品質・財務・供給の面から現状や課題を整理しております。

4ページをお願いします。

ここでは、対象施設の一覧を載せております。施設の機能により分類を行っております。

5ページをお願いします。

5ページと6ページでは、施設の規模、分類ごとに延べ床面積で比較をしております。

7ページをお願いします。

ここでは、地区ごとに公共施設の配置を位置図としてあらわしております。自治連合会単位で、14地区に分けてそれぞれをあらわしております。各地区ごとの御紹介は省略させていただきまして、22ページまで飛んでください。

22ページでは、集計を地区ごとと分類ごとにしております。

23ページをお願いします。

公共施設建設の状況をここでは説明しております。対象とする現有公共施設は129施設、延べ床面積で24万5,000平米となっております。市民1人あたりに換算すると約2.4平米となります。人口の増加に伴い、公共施設が建設されております。特に昭和53年から平成5年までの間に、総面積の約7割が建設されております。

24ページをお願いします。

施設の分類ごとに延べ床面積の構成をしております。小・中学校の義務教育施設は約半数となっております。図書館などを含むその他教育施設、公民館、文化芸術施設、スポーツ施設といった社会教育関連施設を含めると、その割合は約4分の3になります。

25ページをお願いします。

現在、建築後30年を経過している施設は延べ床面積構成比で50%程度ですが、10年後にはその数は77%となり、老朽化が加速していくことが想定されます。また、集中的に建設してきたことから、建てかえの時期も集中してくることが懸念されます。

26ページをお願いします。

上下水道施設も30年以上経過している施設がございます。公共施設と同様に老朽化が懸念されます。

27ページをお願いします。

赤色折れ線グラフは、可児市の総人口の推移でございます。道路・橋梁についても、人口の増加に伴い延長が伸びております。課題として、インフラの課題は、公共施設同様、人口の増加に合わせて施設を建設してまいりましたので、同じように老朽化が懸念されます。ま

た、下水道施設は昭和60年以降集中的に整備してきたことから、集中的な更新が想定されま
す。

28ページをお願いします。

上段ではインフラの課題を述べております。インフラは生活基盤をなすものであり、集約
したり規模を縮小したりということが困難なため、できるだけ長く使っていくという長寿命
化対策も課題になってまいります。

次に、人口動態を下段で説明しております。冒頭の背景で述べました人口について、ここ
ではもう少し詳しく御説明を申し上げます。

平成25年に公表いたしました人口推計は、国勢調査をもとに推計されておりますので、過
去の人口推移についても国勢調査の結果を載せております。国勢調査では、平成17年をピー
クとして減少に転じております。

29ページをお願いします。

ここでは人口ピラミッドを使って説明しております。平成22年と平成52年を比較しており
ます。塗り潰しの部分が平成22年の国勢調査、破線が平成52年の推計でございます。男女と
もに64歳以下の人口減少が推計されております。

下のグラフをお願いいたします。3区分ごとに説明をいたします。

下のグラフは、15歳未満の年少人口の推移でございます。昭和60年がピークとなっており
ます。平成52年には約半分になるというような推計の結果となっております。

30ページをお願いします。

ここでは、15歳から64歳の生産年齢人口でございます。平成17年をピークに、平成52年
には約3割程度減少するというふうな推計結果となっております。

下段では、65歳以上の高齢者人口の推移でございます。高齢者人口は平成37年まで増加を
続け、約1.4倍になると推計をされております。

31ページをお願いいたします。

ここでは参考として、高齢者を支える生産年齢人口を説明しております。65歳以上の高
齢者人口と15歳から64歳の生産年齢人口の比較でございます。昭和60年には9人で1人の高
齢者を支えてまいりましたが、平成22年では3.1人、平成52年には1.7人で1人の高齢者を支
えていくこととなります。

32ページをお願いします。

人口の変化は地区ごとに異なっております。帷子や兼山のように約3割程度減少する
というふうに推計されているところもあれば、今渡、川合のように余り変化がないといった
ところもございます。

33ページをお願いします。

ここでは、各地区ごとに3区分による人口の変化を示しております。さきに申し上げたと
おり、地区ごとに人口の変動には差異がございます。

34ページを飛ばして、35ページをお願いいたします。

グラフは普通会計の推移をあらわしております。ここ何年か普通会計は若干増加の傾向となっておりますが、その内容は変化をしております。財政規模が同程度の平成12年と平成23年を比較してみます。赤色グラフの投資的経費は約7割減少する一方、青色グラフの消費的経費は4割程度増加をしております。

36ページをお願いします。

社会保障費に着目してみます。消費的経費の内訳でございます。多くの事業費は余り多く変化しておりませんが、赤色の扶助費だけは約3倍に増加をしております。

37ページをお願いします。

社会保障費は、先ほど申し上げた消費的経費の中の扶助費のほか、保険・医療費も含まれます。扶助費は増加傾向となっております。特に平成22年、子ども手当制度の導入に伴って、急激な伸びを示しております。また、保険・医療費も増加傾向にあります。

下の表では、それぞれの内訳を示しております。扶助費は社会保障費の約7割を占めております。

38ページをお願いします。

さらに、扶助費の内訳の推移をグラフであらわしております。平成22年、子ども手当の導入に伴い、大きく児童福祉費が増加をしております。ほかもそれぞれ増加の傾向となっております。円グラフでございますが、扶助費では児童福祉費が7割を占めております。

39ページをお願いします。

39ページでは、保険・医療費の内訳の推移を示しております。同じように平成12年と平成23年との比較では、介護保険は約3倍、後期高齢者医療は2.4倍、国民健康保険は約1.7倍となっております。今後、高齢者人口が増加すると、保険医療費も増加すると考えられます。

40ページをお願いします。

ここでは、財源の大きな要因となる市税について御説明申し上げます。市税は、赤色折れ線グラフの生産年齢人口と同じような推移をたどっております。しかし、平成11年ごろからは、景気低迷により税収が落ち込んでおります。

下のグラフでは全国の失業率を示しておりますが、特に平成11年ごろからは失業率が高くなっております。生産年齢人口がおおむね同じ平成11年と平成23年を比較すると、税収は1%ほど下回っております。市税の内訳は固定資産税が最も多く、次いで個人市民税と続きます。この2つの税収が市税の約8割を占めております。

41ページをお願いします。

ここでも生産年齢人口が同じ平成11年と平成23年を比較しております。青色棒グラフに着目ください。平成19年には、地方分権を進めるためとして、所得税という国税から地方税、住民税への税金の移しかえが行われているため増加をしております。

下の表では、税源移譲された平成19年もあわせて比較をしております。個人市民税を除き、全て減少となっております。個人市民税は、平成19年と比較し、平成19年には13億円近く増加しているにもかかわらず、その後減少を続け、今では4億6,000万円の増加にとどまって

おり、税源移譲の効果が薄くなっているといえます。

42ページをお願いします。

税収のもととなる市内所得の推移を説明しております。青色棒グラフは市民雇用者報酬、いわゆる会社員の給与となるもので、全体の約7割を占めております。市内所得は減少の傾向となっております。

43ページをお願いします。

このページでは、市民雇用者報酬、財産所得、企業所得に分けてグラフ化しております。約7割を占める市民雇用者報酬が減少傾向となっており、これが市内所得の減少の大きな要因といえます。

下のグラフでは、県内近隣他市との比較を行っております。どこも同じように推移をしております。平成21年のリーマンショックも同じような動きとなっております。

44ページをお願いします。

公共施設の将来について記述をしております。耐用年数の考え方です。ファシリティーマネジメントの解説文では、耐用年数にはさまざまな考え方があると解説されております。日本建築学会では、目標耐用年数を60年としており、本市では施設の更新サイクルを60年として想定いたします。計画期間は、公共施設のライフサイクルコストを視点に最適化していくことが大切であり、50年間という長期間を計画期間としております。

なお、この50年間で約9割の公共施設は耐用年数を迎えることとなります。本マネジメントの取り組みは、平成25年から始めておりますので、基準日を平成25年4月1日としております。

45ページをお願いします。

50年間に要する費用でございます。さきに説明申し上げたとおり、公共施設の耐用年数を60年と想定いたします。また、修繕のサイクルも大規模施設整備、修繕など、一定の期間ごとに行うこととして想定をしております。単価は過去の実績平均としております。インフラについては、過去個別計画における単価及び見積もり等によって算定をしております。

46ページをお願いします。

ここでは、試算結果をあらわしております。緑のインフラと青の公共施設を積み上げて試算をしております。総額で約1,500億円、年平均にしますと約30億円が必要となりました。試算において、上水道は当面、公営企業会計内で施設の維持管理が可能であるとのことから試算からは除いております。集中して建設してきた公共施設の更新時期は、平成50年代が山となっております。第3章では、施設運営費や光熱水費、人件費を含んで算定をしておりますが、ここでは施設の大規模改修、修繕や建てかえ費用のみを算定しております。

47ページをお願いいたします。

ここでは、過去の公共施設に要した事業費と比較をしております。なお、インフラは含んでおりません。

平成に入ってから公共施設に充当してきた事業費、青色棒グラフでございますが、年平均

で15億円に対し、今後、公共施設を現状規模で維持していくためには約20億円が必要となる見込みでございます。

48ページをお願いいたします。

充当財源と必要額との比較をしております。過去5年間において本マネジメントで対象としている施設に充当してきた事業費の平均を充当可能額と想定しております。これらを平均すると、24億3,000万円となりました。

下のグラフでは、青い公共施設と緑のインフラを積み上げ、充当可能額と比較をしております。充当可能額を下回る場合は黄色、不足する場合は赤色で下に表現しております。平成43年まではおおむね黄色となっておりますが、以降赤が出始め、平成49年ごろからは赤が続くこととなります。平成60年以降は赤がおさまることになると試算をしております。

49ページをお願いします。

ここでは、余裕額と不足額を累計しております。ここでは、平成51年までは不足額は出ませんが、以降不足が累積していくことと推計しており、最終的には289億円の不足となります。

ページ下では、本市の50年を一日の天気为例えて表現しております。朝は晴れ間もありますが、やがて天気は崩れ大雨になり、夕方には天気も回復しますが、時折激しく降ることもあるでしょうといった表現をしております。

50ページをお願いします。

ここでは、本章のまとめをしております。人口の減少、とりわけ生産年齢人口の減少は市税の減収につながります。また、高齢者人口の増加は社会保障費の増加につながってまいります。このようなことから、投資的経費は今後さらに厳しさを増すこととなります。また、人口の減少は市民1人当たりの公共施設面積が多くなることとなり、施設に余裕が出てくることも予測されます。多くの施設の老朽化が加速し、建てかえの集中時期が訪れます。集中する時期は平成49年ごろから約20年間続くこととなり、50年間の累積不足額は289億円となります。

次に、2章の説明をさせていただきます。2章のファイルをお開きください。

51ページをお願いいたします。

基本的な方針として取り組み体制でございます。本取り組みを推進していくには、全庁的な体制が必要です。今後、関係各課の連携及び重要事項の意思決定を含めた体制を構築していくことといたします。また、所管課それぞれが所有する情報を一元化し、共有化することが、施設のあり方を検討していく上で大切であると考えております。

52ページをお願いいたします。

ここでは、さきに御説明申し上げたとおり、品質・財務・供給の面から、課題をもう一度説明しております。

53ページをお願いいたします。

将来にわたり持続可能な行財政運営を持続できる公共施設マネジメントの推進として、基

本理念を上げております。

54ページをお願いいたします。

縮減の想定をしてみました。平成52年には、人口は約16%ほど減少すると推計されております。また、1人当たりの負担額を増価させないためには施設総量を削減する必要があるとございます。稼働率の最も高い施設でも91%となっており、これらを勘案し、一つの考え方として25%総量を削減するとどうなるかという想定をしてみました。

下のグラフでは、赤色の破線は現状規模で維持していく場合、縮減した場合の赤の塗り潰しは小さくなっております。縮減により約169億円縮減することができますが、不足額を解消するには至っておりません。50年間の累計不足額は120億円となります。

55ページをお願いいたします。

では、累計不足額を解消するための想定を行ったところ、施設総量を35%削減する必要があるとの結果となりました。今後は、市民サービスの低下を抑制しながら、35%削減を数値目標として念頭に置き、可児市の規模に合った身の丈に合った施設のあり方を検討していく必要があります。

上水道や道路・橋梁は、市民生活の基盤を支えているものであるため、基本的には削減することはできませんので、ここでは公共施設を対象として財源不足を解消することとして想定しております。下では削減のイメージを載せております。

56ページをお願いいたします。

本マネジメントの推進の考え方でございます。1．建てかえまでの2つの取り組みと耐震化、2．建てかえ時の3つの方向性と民間活力の導入、3．戦略的な新規事業の導入としております。

本市では、集中的な建てかえ時期までに、まだ少し時間的な余裕がございます。そこで、建てかえまでに2つの取り組みと耐震化を推進してまいります。できるだけ長く使用していくために、予防保全の徹底を推進します。本書では耐用年数を60年としておりますが、耐用年数が来たからといって使用できなくなるわけではございません。施設の予防保全を行っていくことで、できるだけ健全な状況を維持し、長く使うことも可能であると考えております。これにより施設の建てかえ時期を分散し、事業費の平準化を行うこともできると考えております。施設を定期的に点検し、診断し、早目に修繕を行うことで、維持管理費用の適正化につながっていくことにもつながると考えております。

57ページをお願いいたします。

施設管理者。例えば公民館にいる連絡所長などは、建築物に関する専門知識が豊富な職員とは限りませんが、施設に常駐し、利用者と密接な関係を築いていることから、ふぐあい箇所早期発見ができると考えております。雨漏りや建具の建てつけ、空調のききなど、ふぐあい箇所を記録として残していくことが大切となります。ふぐあい箇所を放置すると、改修に多くの費用と時間がかかることとなるため、早期に対処することで、早くまた安価に処置できるものと考えられます。

法令点検とは法律で点検が義務づけられているもの、このほか営繕担当者や有資格者など専門技術者による点検を診断とし、日常点検とは分けております。法令点検、診断は、現在も行っておりますけれども、これにより公共施設の安全性・耐久性など、状況把握をしていくこととなります。写真は、平成25年に行ったコンクリートの中酸化試験でございますが、更新時期を見きわめるためにも一つの目安になると考えております。

58ページをお願いいたします。

計画的な基金の積み立て。公共施設の更新時期が集中する時期のためにも、比較的余裕のある時期には基金を蓄え準備していくことが必要であると考えております。今後、公共施設の修繕や建てかえに多くの費用が必要な時期が参ります。その際には、基金を取り崩しながら対応していくことが必要となってまいります。

59ページをお願いします。

ここでは、耐震化について述べております。本市では、平成10年と比較的早い段階から耐震化に取り組んできたこともあり、公共施設は新基準以降に建設されたもの、もしくは耐震化が終了、耐震化が不要だと判断されるなど、ほとんどの施設の構造体は新耐震基準を満たす施設となっております。現時点で耐震診断が未実施である、もしくは耐震補強がされてない施設は、施設の存続など総合的な判断の上、検討していくことが必要でございます。

60ページをお願いいたします。

建てかえ時の3つの方向性と民間活力の導入でございます。

1．適正規模。建てかえをする際には、提供する市民サービスなど、利用実態に応じた適正な広さを考えていく必要がございます。これには注意深く実態把握を継続していくことが大切です。また、建設時の費用だけではなく、空調や光熱費などのランニングコスト、維持管理のしやすさなど、無駄、むら、無理をなくし、トータルコストで最善を選択していくことが必要でございます。

2．複合化。異なる用途の施設をまとめる。今までのように1つの施設で1つのサービスを提供するのではなく、多機能施設とすることで施設総量の縮減を目指していきます。また、利用者の利便性にも配慮し、サービスを維持していくことを検討します。

61ページをお願いします。

集約・廃止。類似施設において利用実態が少ない施設がある場合など、施設規模が余剰になっていることも考えられます。このような場合には、利用者の少ない施設は類似施設に集約することができないか、また施設本来の目的と利用のされ方が合っているのか、施設本来の目的を失っていないかなどを検証し、場合によっては思い切った決断をすることも必要となります。

更新に際しては、このような視点をもって施設総量の適正化を目指すとともに、建てかえ時にはPPPやPFIなど、民間活力の導入も視野に入れ検討をしております。

戦略的な新規事業の導入。本マネジメントでは、ここまで見直しに関することに終始してまいりましたが、若い世代を初め誰もが魅力を感じ、住みたい、住み続けたいと感じていた

だけのようなまちづくりの礎になることも大切です。厳しい財政状況にあっても、戦略的な事業展開は必要であると考えております。ただ、関連する市民サービスはあるのか、複合化や集約は可能なのかなどの視点による検討は必要であると考えております。

62ページをお願いします。

今後の計画の流れでございます。本方針をもとに、今後はより具体的な計画を策定していく必要がございます。第3章の個別施設の分析情報をもとに量・質を見直し、施設群ごとにあり方を検討していきます。また、おおむね10年を1期として、建てかえや大規模修繕を洗い出し、その必要などの検証を促してまいります。また、中間年にも見直しを行います。

第4章以降に添付しております施設白書は、見直しサイクルをおおむね3年といたします。建てかえの時期、集中時期までには、いまだまだ20年近くの時間的な余裕がございます。このため、個々の具体的な計画がすぐに必要というわけではございませんが、個別計画の基礎となるように検討をしてまいります。

63ページをお願いします。

情報の共有です。公共施設問題に取り組んでいくためには、住民との問題意識を共有することも大切であると考えております。本書及び公共施設白書は、広報やホームページ等で公表してまいります。また、基本計画策定には、今後の施設のあり方に影響をしていくため、住民意見を聞きながら計画に反映させていく必要がございます。

64ページをお願いいたします。

先の話になりますけれども、個別具体の計画を策定していくときには、場合によってはワークショップなどを開き検討していく必要がございますと考え、イメージを載せております。

職員研修についても大切であると考えております。全庁的に本マネジメントを推進していくためには、全ての職員が意義を理解し、共通の認識を持って取り組んでいくことが大切でございます。研修会等により啓発に努め、職員意識の向上に努めてまいります。

タブレット御使用の方は、3章、4章のファイルをお開きください。

65ページでございます。

第3章では、品質・財務・供給の視点で個別施設の分析を行っております。ここでは、統一的に何を記載しているのかということの説明しております。根拠法令、設置に関する基準、そうした施設の規模などです。そして、施設の概要。

66ページをお願いします。

全ての施設ではございませんが、何らかの資料が残っている場合には、建設に至るまでの経緯、品質については耐震基準について、また市民満足度調査が実施されている場合には、その概要を載せております。財務としては、過去の事業費、これは歳入歳出決算実績報告書などから拾い出しております。

67ページをお願いします。

供給として、利用実態や貸し館の稼働率。稼働率は基本的には午前、午後、夜間の1日3こまとして算定をしております。今後、50年間に要する事業費も算定をしております。ここ

では、修繕や更新費用に加えて、借地料や施設運営費、光熱費、人件費なども含めております。

68ページをお願いします。

そして最後に、分析から浮かび上がった課題を整理しております。

では、義務教育施設を例として説明いたします。

69ページをお願いします。

義務教育施設。根拠法令は学校教育法及び可児市小・中学校の設置等に関する条例が法的根拠となっております。基準として学校教育法施行規則がございます。施設の概要として、各小学校の名称、所在地、敷地面積、建築年、延べ床面積、構造、児童数、外壁、屋根の仕様などを記載しております。

70ページをお願いします。

最後に位置図を配置しております。

中学校も同様に記載をしております。

71ページを飛ばして、72ページをお願いします。

学校の変遷を記載しております。人口の増加に伴い、分離する学校があったことを示しております。

73ページをお願いいたします。

現状評価では耐震について満足していること、財務では過去の事業費を説明しております。学校の建設は、昭和50年ごろから集中しております。中学校の事業費では、見ていただきますと、昭和43年からは空白になっておりますが、現在の校舎が昭和53年以降に建設されているということでございますので、御理解をお願いします。

74ページをお願いします。

公共施設白書からの転載になりますけれども、ここでは施設の運営費を説明しております。光熱水費のほか、建物維持費、運営費、借地料、人件費の総額により、生徒1人当たりの支出額、市民1人当たり換算の支出額を算出して載せております。これらの費用は、平成20年から平成25年の平均値としております。建物維持費は、通常の修繕のほか、大規模な改修費も含んでおりますので、この6年間の間に工事を実施しているところは他校に比較し高額となっております。運営費は、施設の保守のための委託料でございます。人件費は、スクールサポーター等、市費で支出されているもので、教職員の人件費は県費となるため含んでおりません。これらの情報を長期間集積していくことにより、精度の高いコスト分析ができるものと考えております。

76ページをお願いいたします。

児童・生徒数の推移を説明しております。ここでは、児童・生徒数の推移と学校の延べ床面積を重ねて比較をしております。

77ページでは、各学校ごとに児童・生徒数の推移を示しております。

78ページをお願いいたします。

学校規模は児童・生徒数とクラス数が大きな要因となってまいります。ここでは、クラス数と児童数の推移を重ねて比較しております。

下のグラフでは、児童の最も多かった昭和59年と平成24年を比較しております。児童、クラス数ともに大きく減少している学校がある一方、余り変化のない学校もあり、学校による差異が生じております。

79ページを飛ばしていただき、80ページをお願いいたします。

今後50年間に要する費用をグラフ化しております。ここでは、施設改修費や更新費用のほか、人件費や光熱水費なども含んでおります。

81ページをお願いいたします。

最後に、分析により抽出した課題を整理しております。平成25年に公表された人口推計では、平成32年までの各学校の人数及びクラス数が公表されておりますので、ここでは平成32年の児童・生徒数をもとに整理しております。学校規模適正化に関する基本方針では、適正規模の学校が示されております。現在既に小規模校がありますけれども、今後、児童・生徒数が減少することにより、さらなる小規模校が増加することが懸念されます。また、児童数がピークとなる時期に建設されておることから、教室には余裕が出ている学校もあると考えられるなどの課題を提起しております。

後でごらんになっていただければ結構ですが、公民館は会議室を貸し館として利用しておりますので、稼働率をグラフ化して分析しております。

少し飛びますけれども、3章最後のページとなります310ページをごらんください。

ここでは、今後50年間のライフサイクルコストを更新費用だけでなく、施設運営費、指定管理料、借地料等を含めて載せております。3章ではこのような分析を全ての施設に行っておりますが、全ての施設をここで申し上げることはできませんので、省略をさせていただきました。

続いて4章を説明させていただきます。

タブレットの御使用の方は311ページをごらんになってください。

可児市が所有する公有財産には、建物のほか、ライフラインと言われる上下水道のほか、橋梁などの道路施設、ため池などの農業用施設があり、これらをインフラとして取りまとめしております。インフラについては、橋梁、上下水道など、既に個別に計画に取り組んでいるものは、その計画にのっとり取り組むこととしております。

例として橋梁について説明をいたします。

312ページをお願いいたします。

2メートル以上のものを橋梁とされておりますけれども、本書では橋長15メートル以上の160橋を対象としております。昭和41年から昭和60年の20年間の間に113橋、約71%が架設されております。多くは土地改良事業や河川改修事業に伴って実施されてきたことが要因であると考えられます。

313ページをお願いいたします。

国土交通省では、かけかえの実績や架設年次により異なることが報告されております。可児市が管理する橋梁、多くは第4期であることから、耐用年数を70年として考えます。現在耐用年数を迎える橋梁はありませんが、30年後には62橋、40年後には118橋と急激に増加をしております。

314ページをお願いします。

橋梁のかけかえを行うには、長期間の通行どめが必要となるなど交通環境に大きな影響を与えることとなります。また、架設時と現在では法的な基準が変わっていることも考えられ、新たな用地の取得や家屋移転、これに伴う道路改良など、附帯する工事に多くの費用がかかるなど多くの困難が想定されます。このため、長く使用できるよう維持管理をしていくことが大切となります。予防保全を実施していくことで健全度を戻し、長寿命化を図ってまいります。保全には、橋の型式や部位によってメニューがございます。下の図では、保全を定期的に行うことで健全度を戻し、長く安全に使うイメージを示しております。

315ページをお願いいたします。

ここでは、橋梁の形式や保全項目を上げて説明しておりますが、省略をさせていただきます。

316ページをお願いします。

ここでは、耐震補強や長寿命化対策などを行う費用を算定しております。50年間で約39億円弱となっております。課題として、本市が管理する橋梁の約半分が30年以上経過しております。点検を定期的実施することで健全度を確認し、計画を見直していく必要もあると考えております。

以降、トンネルや歩道橋などの分析も行っておりますが、同様の分析でございますので省略をさせていただきます。349ページ、4章の最後のページになりますけれども、ごらんをお願いします。

ここでは、先ほど3章で説明したのと同じように、インフラ、全てのライフサイクルコストを説明しております。インフラについては、当然ですけれども、人件費とか光熱費を含んでおりませんので、施設の修繕費等をここでまとめております。

上のグラフは上水道を含んでおりますけれども、下のグラフは上水道を含まない場合として、2つグラフをつくっております。

以上で4章を終わらして、公共施設白書に移させていただきます。

タブレットをごらんの方、申しわけございませんが公共施設白書のページをお願いいたします。

目次の次には、公共施設白書は統一の様式で全ての施設の諸元を表記しております。名称や所管課に始まり、施設の設置目的や構成、サービスの内容に始まり、施設に要する経費、建築年、構造などを表記しております。公共施設白書における経費や構造などは、3章の分析で載せているものでございます。さきにも述べましたが、おおむね3年程度をめでに修正・更新を行っていきたいと考えております。また、経費は継続して集積していくことによ

って、より確かな情報になっていくと考えております。

細かな内容は御一読いただくこととして、公共施設白書の1ページをごらんください。

先ほど3章でも御説明申し上げましたが、ここでは小学校を説明させていただきます。

小学校は全部で11校ありますので、1枚にまとめたものと小学校ごとのものと2つございます。所管は教育委員会の教育総務課、設置目的は法文を載せております。施設の構成として、普通教室や特別教室、管理諸室を上げております。内容は教育としております。経費では、光熱水費、日常的に行う修繕費と比較的大きな工事費に分けております。さきにも述べましたが、運営費では施設の管理委託料、借地料、指定管理料、人件費、収入では太陽光発電の売電収入があり収支を出しております。児童1人当たりの負担額、市民1人当たりの負担額、面積当たりの費用を出しております。

2ページをお願いいたします。

平成20年、平成21年は高くなっております。これは、今渡北小学校及び今渡南小学校の大規模改修を行っていることから、一時的にはね上がっているものでございます。

次の3ページをごらんください。

次が今渡南小学校の単独のシートでございます。内容については、同じような記載をしておりますので、次の4ページをごらんください。

これは、さきに御説明申し上げたとおり、改修工事が要因となって平成21年度の単価がはね上がっております。

以上のように、全ての施設を同じ様式で記載しております。さきにも述べましたが、公共施設白書は3年ごとに更新をしていきたいというふうに考えております。

最後になりましたが、補足資料のファイルをお開きください。紙でお持ちの方は、最後のページでございます。

できるだけいろんな人に興味を持っていただくため、漫画による補足資料を作成しております。機会がございましたら、一度御一読をお願いいたします。今後は全ての資料を広報やホームページなどで公表していく予定でございます。

以上、長時間にわたりまして御説明させていただきました。ありがとうございました。
委員長（川合敏己君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 時間もないので、ちょっと限って。

1つは児童数のところですけど、ページが何ページってよう言わんのやけど。児童数は平成25年の4月2日ぐらいを基準に出しているのか、それとも平成21年から平成25年の期間で、期間をとって比んでいるやつもあるんだけど、その辺の児童数のとり方というのは、まず第1番にどうなっているかということ。

公有財産経営室長（伊藤利高君） 基本的には、可児市の統計というものをデータの基礎としておりますので、各年度の4月1日現在の児童数でございます。

それから、施設の児童1人当たりの費用については、平成20年から平成25年の平均でござ

いますので、児童数も同じように平成20年から平成25年の平均としております。

委員（伊藤健二君） 最後のほうに、公共施設白書の小学校の個別データが出ています。利用者1人当たりの金額を出していますね、支出の中で。小学校施設に関して利用者1人当たりというところの利用者だけ、それはどういう考えですか。児童と教員を足しただけ、あるいはそれ以外の学校開放等に伴っていく利用者の数だとか、そいつを時間量的に何か出しているとか、その辺の考え方だけ。

公有財産経営室長（伊藤利高君） 小学校利用者1人当たりというふうに書いておりますけれども、これは児童1人当たりということで御理解をお願いします。

委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、これで終了してもよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、その他を議題といたします。

企画経済部参事（莊加淳夫君） お疲れのところ申しわけありません。

私のほうから、1点御報告をさせていただこうと思っております。

3月4日、中部経済新聞に掲載されました、また翌日は中日新聞にも掲載されました二野のセイコークロック株式会社岐阜工場の閉鎖に関する報告でございます。

セイコークロックは、セイコーホールディングスのグループ企業でございまして、主に置き時計とか掛け時計、目覚まし時計の開発・製造を行っております。可児市の岐阜工場が国内唯一の製造拠点でございましたが、海外へ移転・集約するため、閉鎖となった状況です。

敷地面積は1万7,500平米、約5,300坪でございます。敷地の中には建物が分散して建っております、建物面積は現在調査中でございます。また、調整池が1つございます。

このセイコークロックは、昭和55年に岐阜精機としてこの場所で操業を開始されまして、平成26年の12月に可児工場は製造を終了しております。よって今、残務処理に入っております、3月末をもって閉鎖の予定でございます。

従業員数は、岐阜工場では12月末現在で45名、正社員が15名、パート・派遣で30名ということでございますが、これまでの円満な労使関係、早目の閉鎖説明、再就職の世話によりまして、市への雇用相談、苦情は全くございません。閉鎖については、昨年春ごろから従業員に対して説明をしておりまして、他社への転職希望者については企業紹介などで支援を行っております。また、正社員のうち希望者3名は、このセイコーホールディングスのグループ企業に配転になりました。正社員・パートで配転を希望しなかった従業員には、ことし1年間にはセイコーグループの再就職支援プログラムを活用できるようにして転職を支援中でございます。

土壌調査、敷地測量、販売予定価格など、今後の跡地利用については、本日もこの時間にちょうどやっておりますが、セイコー側の売却準備が整い次第、企業誘致箇所として市・県で対応してまいります。

以上で報告を終わります。

委員長（川合敏己君） ありがとうございました。

今、企画経済部参事から、セイコークロック撤退についてのお話をいただきました。

この件につきまして質疑があれば。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで終了いたします。

以上で全ての報告が終わりました。

これで総務企画委員会を閉会いたしたいと思います。

閉会 午後 5 時08分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月11日

可児市総務企画委員会委員長